

第5期
幕別町総合計画
後期見直し
(2013～2017)

人と大地が躍動し

みんなで築く

ふれあいの郷土

平成25年3月

はじめに

本町では、平成18年2月6日の旧忠類村との合併後の新しい総合計画として、平成19年度に、「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土」を将来像とする第5期幕別町総合計画（平成20年度～29年度）を策定し、「安心・安全」な地域社会の実現、「公正・公平」な行政運営の推進、「一体感の醸成と均衡ある発展」の実現、「協働のまちづくり」の推進など、総合計画に基づき町政を総合的・計画的に進めてまいりました。

計画策定から5年が経過することから、基本構想の理念を継承しながら、前期期間における各種施策の進捗状況の管理を行うとともに、地方分権の進展、人口の減少や急速な少子高齢化の進行など、本町を取り巻く社会経済情勢の変化による新たな課題への対応を図るため、平成25年度から5年間の後期見直し計画を策定しました。

後期見直し計画では、幕別町新庁舎建設基本構想を基にした新庁舎の建設に向けた取組、子どもの権利に関する条例の理念に基づく施策の推進や地域防災計画の見直しなど、町民のニーズや現下の社会経済情勢の中で求められる重要課題に的確に対応してまいります。

今後も引き続き、町民の皆様とともに、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」の5つの基本目標の実現に向けて、町民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、協働によるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力を心からお願いいたします。

平成25年3月
幕別町長 岡田 和夫

第1部 基本構想

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の期間と構成	2
3 計画の役割と機能	3
第2節 幕別町をとりまく環境と町民意識	4
1 時代の潮流	4
2 幕別町の地域特性	5
3 町民の意識	8

第2章 幕別町の将来像

第1節 まちづくりの基本姿勢	14
1 町民参加・町民との協働	14
2 地域を支える人づくり	14
3 環境への配慮と自然との共生	14
4 均衡ある発展と一体感の醸成	14
第2節 町の将来像と基本目標	15
1 将来像	15
2 基本目標	15
第3節 主要指標	17
1 人口と世帯	17
2 就業構造	19
第4節 土地利用の方向	20
第5節 地域別整備方針	20
1 幕別地域の整備方針	20
2 忠類地域の整備方針	20
第6節 総合計画の体系	21

第2部 基本計画

第1章 ともに考えともに創る活力あるまちづくり

第1節	楽しく支えあうコミュニティの推進	24
第2節	住民参加のまちづくりの推進	26
第3節	国内交流や国際交流の推進	28
第4節	住民にやさしくわかりやすい行政の推進	30
第5節	効率的で健全な行財政の運営	32
第6節	効果的な広域行政の推進	36
第7節	定住施策の推進	37
第8節	情報基盤の整備	38

第2章 農業を核に競争力のある産業のまちづくり

第1節	時代に即した農業経営の確立	40
第2節	多機能を生かした林業の推進	45
第3節	活気と特色ある商工業の振興	47
第4節	生き生きと働く環境づくりの推進	49
第5節	地域性あふれる観光の振興	51

第3章 笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり

第1節	子育てにやさしい環境づくりの推進	54
第2節	生きがいを持てる高齢者福祉の推進	57
第3節	心豊かに暮らせる障がい者（児）福祉の推進	60
第4節	心かよいあう地域福祉の推進	62
第5節	ともに支えあう社会保障の充実	64
第6節	健康を守る確かな保健医療体制の確立	66
第7節	迅速なる消防・救急体制の確立	68
第8節	安心と安全を守る防災、交通安全の推進	70
第9節	犯罪のないまちづくりの推進	74
第10節	消費者保護の推進	75
第11節	美しい墓地環境と火葬場の整備	76

第4章 文化の香る心豊かな学びのまちづくり

第1節	生涯にわたる学習社会の形成	78
第2節	健やかな子どもを育てる学校教育の推進	80
第3節	青少年の健全育成の推進	83
第4節	優れた芸術・文化活動の推進	84
第5節	歴史的文化の伝承	86
第6節	健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進	88

第5章 自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり

第1節	美しい自然環境の保全	92
第2節	循環型社会に対応した環境衛生の推進	94
第3節	安全快適な道路、交通環境の整備	97
第4節	さまざまなニーズにあった住環境の整備	100
第5節	住民憩いの公園、緑地の整備	102
第6節	安全安心な水道事業の運営	104
第7節	下水道の普及率の向上と適正な排水処理	106
第8節	地域の特色を生かした土地利用	108

資料編

第5期幕別町総合計画後期見直しの経過	112
--------------------	-----

第1部

基本構想

第1章 計画の策定にあたって

第2章 幕別町の将来像

第 1 章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

第2節 幕別町をとりまく環境と町民意識

第1節 計画策定の目的

1 策定の趣旨

幕別町は、平成13年に「めぐみ野に人が輝き笑顔ふれあうまち まくべつ」をメインテーマに第4期総合計画を策定し、独創的で個性豊かなまちづくりを展開してきました。

一方、忠類村も、同じく平成13年に「大地に愛され緑輝くやすらぎのふるさと」をメインテーマに第4期総合計画を策定し、住んで良かったと思える村づくりを展開してきました。

この間、少子高齢化の一層の進展、地球規模の環境問題、地方分権の推進と急激な社会構造の変化など、私たちを取り巻く時代の潮流は、これまでの予想を遥かに上回る勢いで進んでおり、町民が求める価値観や生活意識も一段と変化してきています。

また、国内景気は堅調にあると言われるものの、北海道内においては、その余波は未だ浸透するに至っていない状況にあり、地方においても財政のひっ迫など、厳しい状況が続いています。

このような中、急激な社会情勢の変化に対応するべく、幕別町と忠類村は平成18年2月に合併し、新幕別町が誕生しました。

この合併を契機に、中長期的な展望に立ち、総合的かつ計画的に行政運営を進めていくため、合併協議により策定した「新町まちづくり計画」の基本理念を継承しつつ、より発展的、具体的なまちづくりの方向性を示す「第5期幕別町総合計画」を策定します。

2 計画の期間と構成

(1) 本計画の期間

本計画の期間は、平成20年度（2008年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）までの10年間とします。

(2) 計画の構成

第5期幕別町総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3部構成とします。

なお、本計画に記すのは、基本構想並びに基本計画までとし、実施計画は別途策定することとします。

① 基本構想

基本構想は、本町のまちづくりの指針として、豊かで快適な生活環境および地域社会の将来像を設定するとともにこれを達成するために必要な施策の大綱を定めます。

② 基本計画

基本計画は、基本構想で定められた将来像や施策の大綱を具体化するため、各分野における実現手段を体系化し、施策の方向を明らかにします。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた施策の方向を具体的な事業内容と事業の優先順位を実際の財政状況と照らし合わせて、向こう3年間にわたって定めます。計画の実効性を高めるため、毎年ローリング方式※¹で3年分を見直します。

3 計画の役割と機能

(1) 総合性と実効性の確保

総合計画は、本町が進むべき方向を示すもので、まちづくりの最上位計画に位置付けられ、全ての個別計画の立案や事業内容の選択などは、本計画に基づいて決定されます。

また、本計画は、合併時に策定された「新町まちづくり計画」を継承・発展させたものがあります。

なお、社会情勢に大きな変化が生じ、計画が実情に即さなくなった場合は、計画期間中であっても見直しを図るなど弾力的に取り扱い、実効性のある計画とします。

(2) 国や北海道などの計画との整合性

総合計画の実現性を高めるため、国や北海道、あるいは十勝ふるさと市町村圏などの計画と整合性を図りました。

(3) 他市町村との関係

自治体はお互いに個性を競い、地域にあった特色あるまちづくりを目指しています。

また、生活面や産業面においてもその活動範囲が広域化してきており、自治体間の協力が今まで以上に重視されています。

このようなことから、広域的な視点で近隣市町村と連携を図り、共通課題の解決にも努めます。

※1 一定期間定めた事業計画を、財政状況などを見ながら毎年の事業内容の見直しを行ない、熟度を高め実施していく方式

第2節 幕別町をとりまく環境と町民意識

1 時代の潮流

わが国における社会経済情勢は、かつて経験したことのない急速な少子高齢化の進展をはじめ、環境問題の深刻化、情報通信技術の進展など大きく変化してきています。

こうした時代の潮流の変化を的確にとらえるとともに地域の特性などを踏まえ、本町が進むべき方向を見定めていく必要があります。

(1) 少子高齢化の急速な進展

わが国の総人口は、平成17年をピークに減少に転じ、平成26年には65歳以上人口が25%を超え、超高齢社会^{※2}を迎えようとしています。

また、晩婚化や夫婦世帯が持つ子どもの数の減少化の進展などを要因とした少子化も依然続いていくものと予測されています。

このような、少子高齢化の進展は、医療、介護などさまざまな分野での新たなサービス需要の増加と多様化をもたらす反面、年金や健康保険などの社会保障の分野では、ますます負担が大きくなっていくものと考えられています。

このため、若い世代が定住し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや農業を中心とした産業の振興、雇用環境の整備、健康づくりなど、町民が安心して暮らせる福祉の充実、生活環境の整備がこれまで以上に必要となります。

(2) 環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、森林の減少、オゾン層^{※3}の破壊、海洋汚染などさまざまな環境問題が深刻化しつつあり、世界的な規模での対応が求められています。

このような中で、わが国においても環境に対する意識の高まりにより、自然環境や農村風景を活用した自然と共存するまちづくりが各地で進められているほか、廃棄物の減量やリサイクル、省エネルギー^{※4}や新エネルギー^{※5}の導入なども普及しつつあります。

本町の恵まれた自然環境を後世に引き継ぐためにも、従来にも増して環境保全や循環型社会の実現に向けたさまざまな取組が必要となります。

(3) 高度情報化通信社会の進展

情報処理技術や情報通信技術の飛躍的な発展・普及は、経済活動、住民生活、行政のあり方など、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしています。

※2 65歳以上の人口が7%～14%が高齢化社会で、14%～21%が高齢社会、21%以上が超高齢社会としている。

※3 大気中でオゾンを比較的多く含む層で、動植物に有害な太陽からの紫外線を吸収する作用がある。

※4 資源の有効活用、資源の節約、地球環境の保全のために行われているさまざまなエネルギー節減の取組

※5 化石燃料などは、有限であり、地球環境に影響を及ぼすことから、代替エネルギーへの転換を図る取組

経済活動の面では、新たな産業の創出や通信サービスによる高コスト^{※6}構造の是正等が期待されるほか、住民生活の面では、個人が多くの情報を選択的に享受でき、多様な社会参加システムの参加が可能になると認識されています。

本町では、公共施設間においては、忠類村との合併にあわせて、町内の公共施設間を光ファイバー^{※7}で結ぶ地域公共ネットワークの整備事業を実施し、行政サービスの提供という面では、飛躍的に改善されました。しかし、一般公衆回線は高速大容量回線網が配備されていない地域もあることなどから、情報基盤の整備の促進が必要となっています。

また、個人情報など、各種情報の適正な管理も一層必要となります。

(4) 地方分権社会への対応

平成12年4月に、地方分権一括法が施行されたことに伴い、地方自治体においては、自主性、自立性が求められているとともに基礎的自治体として、その果たす役割はますます重要になってきています。

また、国や地方の財政の悪化が懸念される中であって、公正で透明性の高い、簡素で効率的な行政を推進することが大きな課題となっており、政策形成能力の向上や説明責任、情報公開などが強く求められています。

一方、住民においても、まちづくりの主体である住民自らが、自己の権利と責任において、地域の問題に取り組んでいくことが求められています。

このようなことから、本町においては、さらなる行財政改革の推進とともに住民の多様なニーズ^{※8}に的確に応え、行政サービスを充実させ豊かなまちを形成していくために、行政や住民が相互に理解し、それぞれの責任の中で役割分担を行う協働のまちづくりの一層の推進が必要となります。

2 幕別町の地域特性

本町は、北海道・十勝の中央部からやや南に位置し、西は十勝の主要都市である帯広市と更別村に、北は音更町と池田町、東は豊頃町、南は大樹町に隣接し、東西間で20km、南北間で47kmの距離で、面積は478km²、人口は約27,500人となっています。

日高山脈を遠くに仰ぎ、アイヌ語で「マクウンペツ（山際を流れる川の意）」と言われるように、サケが遡上する猿別川をはじめ、札内川、途別川、十勝川、当縁川が流れ、平地や段丘が広がる豊かな大地では、畑作や酪農を中心とした農業が盛んに行なわれています。

四季折々に美しい風景に彩られた本町は、北海道らしい自然に恵まれた素晴らしいまちです。以下、主な社会的特性については、次のとおりです。

【後期見直し時における現状】

面積は、これまで更別村と未定であった境界が決定したため、国土交通省国土地理院が公表する平成23年全国都道府県市区町村別の面積（平成23年10月1日現在）では477.68 km²（△0.32 km²）となりました。

住民基本台帳人口は、平成19年4月末現在27,429人から平成24年4月末現在27,628人と199人増加しています。

※6 製造または作業の経費が高つくこと。

※7 光を用いて情報を伝達する際に光の伝送路として用いるきわめて細かいガラス・ファイバー

※8 住民が行政に対して求めていること、必要としていること。

(1) 人口の現状

本町の人口（幕別地域と忠類地域の合計）は、平成7年から平成17年までの10年間で約2,700人が増加しました。地区別で見ると、幕別地区で約1,300人の減少、札内地区で約4,000人の増加、忠類地区では86人の減少となっており、総体的には札内市街地区が急激に増加している一方で、その他の地区が緩やかに減少している状況にあります。

また、忠類地区では、平成7年以前の急激な人口減少は鈍化した傾向になっています。

一方、世帯数においては、核家族化の進展により増加傾向にあり、平成12年から平成17年の5年間で、784世帯が増加しています。

【後期見直し時における現状】…国勢調査

	平成7年	平成17年	比較
幕別町計	24,240人	26,868人	2,628人
幕別地区	8,054人	6,789人	△1,265人
札内地区	14,315人	18,294人	3,979人
忠類地区	1,871人	1,785人	△86人
世帯数	8,146世帯	10,126世帯	1,980世帯

平成12年	平成22年	比較
26,080人	26,547人	467人
7,353人	6,322人	△1,031人
16,923人	18,607人	1,684人
1,804人	1,618人	△186人
9,342世帯	10,359世帯	1,017世帯

(2) 就業構造の現状

本町の就業構造（幕別地域と忠類地域の合計）は、平成17年国勢調査によると、第1次産業が2,408人（18.0%）で、前回（平成12年）調査からは、減少しているものの、これまでの減少率から比較すると大きく鈍化している傾向にあります。

第2次産業は2,609人（19.5%）で、従来増加傾向だったものがピークを超え、減少に転じてきています。

第3次産業は8,215人（61.3%）で、これまでどおり増加しています。

【後期見直し時における現状】…国勢調査

	平成7年	平成12年	比較
就業者数	12,887人	13,596人	709人
第一次産業	2,839人	2,558人	△281人
第二次産業	3,077人	3,133人	56人
第三次産業	6,925人	7,763人	838人
分類不詳	46人	142人	96人

平成17年	平成22年	比較
13,403人	13,077人	△326人
2,408人	2,288人	△120人
2,609人	2,342人	△267人
8,215人	8,012人	△203人
171人	435人	264人

(3) 食料供給基地としての役割

本町の農業は、農家戸数651戸、世帯員数2,893人（平成17年農林業センサス）、農業算出額229億1千1百万円（平成17年北海道農林水産統計年報）で、農家戸数・世帯員数は年々減少しているものの、土地の集約化や野菜などの導入により生産性の高い農業を展開し、農業算出額はほぼ安定した傾向にあります。

わが国における豊かな食生活を今後とも維持していくため、安全で良質な食料を安定的に供給することが重要となっており、本町の恵まれた自然条件を生かし、食料供給基地としての北海道・十勝の一端を担うことがこれまでも増して求められています。

【後期見直し時における現状】…農林業センサス

	平成 17 年	平成 22 年	比較
農家戸数	651 戸	597 戸	△ 46 戸
世帯員数	2,893 人	2,601 人	△292 人

なお、北海道農林業水産統計年報で公表されていた農業算出額は、平成 18 年をもって統計項目から除かれたため比較することができません。

(4) 市街地の3極化

本町は、大きく幕別市街地、札内市街地、忠類市街地の3つの市街地を有しています。

札内市街地は帯広市に隣接しており、その利便性の良さから住宅団地の造成が進み、本町人口の約62.6%にあたる16,800人が住んでいます。

一方、幕別市街地と忠類市街地は、緩やかに人口が減少しており、高齢化率も札内市街地と比べ高くなっています。

3つの市街地を有していることで、社会資本の整備などに多くの投資が必要となるなどの課題もありますが、それぞれの市街地の特色を生かしたまちづくりにより、多様なライフスタイル^{※9}実現の場としての可能性に溢れていると捉えることもできます。

【後期見直し時における現状】…国勢調査

	平成 17 年	平成 22 年	比較
幕別町計	26,868 人	26,547 人	△321 人 (△1.2%)
幕別市街地	4,460 人 (16.6%)	4,191 人 (15.8%)	△269 人 (△6.0%)
札内市街地	16,813 人 (62.6%)	17,219 人 (64.9%)	406 人 (2.4%)
その他郊外地	3,810 人 (14.2%)	3,519 人 (13.2%)	△291 人 (△7.6%)
忠類地域	1,785 人 (6.6%)	1,618 人 (6.1%)	△167 人 (△9.4%)
世帯数	10,126 世帯	10,359 世帯	233 世帯 (2.3%)

※9 生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人や集団の生き方。

(5) パークゴルフ発祥の地

コミュニティ・スポーツ※¹⁰「パークゴルフ」は昭和58年に本町で考案され、日本国内はもとより世界へと広がりを見せており、現在では全国に約1,050コースがあり、愛好者の数は100万人と推定されています。（平成19年2月現在）

また、海外8か国にもコースができ、特に南米では日系人を中心に愛好者が増えている状況にあります。

「パークゴルフ」の普及は、健康増進はもとより、地域や家庭のコミュニケーションを支えるという社会的効果や経済効果など本町のまちづくりに大きな効果をもたらしています。

【後期見直し時における現状】

	平成 19 年 2 月現在	平成 24 年 2 月現在	比較
全国	約 1,050 コース	約 1,200 コース	約 150 コース
愛好者数	100 万人	124 万人	24 万人
海外	8 か国	10 か国	2 か国

(6) 忠類ナウマン象

忠類ナウマン象化石骨は、昭和44年7月、忠類晩成の農道工事現場で偶然発見されました。その後の大規模な発掘・調査の結果、この化石骨は12万年前のものと判明したほか、ナウマン象が氷河期に中国北部から渡って来ていたことが明らかとなり、これまでの研究を書きかえるほどの貴重な発見となりました。

昭和63年に完成した忠類ナウマン象記念館は、復元骨格標本や化石標本、パネル資料などが展示されており、多くの人に利用されています。

(7) 道の駅・忠類

平成5年に、北海道で第1期（14町村）の道の駅施設として登録された「道の駅・忠類」のエリアには、拠点となる物産販売施設をはじめ、ナウマン象記念館、パークゴルフ場、ナウマン公園（芝生、木製遊具、親水公園）、キャンプ場、温泉宿泊施設アルコ236など、集客力の高い多くの観光施設があり、町内外の観光客で賑わいを見せています。

3 町民の意識

計画の策定においては、合併協議の際に行なわれたアンケート調査や住民説明会、合併協議会などの意向を反映して策定された「新町まちづくり計画」を土台とし、さらに、さまざまな角度から町民の意向などを的確に把握するよう努めました。

このため、「町民アンケート調査」、「まちづくり愛デアBOX」の結果や「子ども議会」、「まちづくり町民会議」で出されたアイデアのほか、「忠類地域住民会議」からの報告など十分尊重した上で、計画を策定いたしました。

※10 住民が互いにコミュニケーションを取りながら手軽に取り組むことができるスポーツ

(1) 町民アンケートの主な結果

- ① 重点的に望む施策としては、「働く場の確保（48.9%）」「除排雪（48.7%）」「高齢者や障がい者福祉（48.3%）」「商店街の活性化・買い物の便利さ（46.8%）」「医療体制の整備（44.7%）」となっており、生活に密着した施策の充実を求める傾向にありました。（※複数回答のため合計100%を超える）

また、居住地別に見ますと、幕別市街地区では、「商店街の活性化・買い物の便利さ（72.3%）」が最も高く、札幌市街地区では、「除排雪（54.4%）」、幕別札幌農村地区では、「高齢者や障がい者福祉（44.4%）」、忠類市街地区では、「医療体制の整備（61.4%）」、忠類農村地区では、「働く場の確保（63.6%）」の要望が最も多くなっており、地域的な特徴が色濃く出ています。

- ② 町民が不満と感じていることは、「除排雪（55.2%）」「公害・自然環境・ごみの不法投棄（45.1%）」「働く場の確保（45.1%）」「商店街の活性化・買い物の便利さ（39.6%）」「公共料金（38.1%）」となっており、不満と感ずる項目の多くは生活環境に関するものとなっています。

また、居住地別に見ますと、幕別市街地区では、「商店街の活性化・買い物の便利さ（63.3%）」が最も高く、札幌市街地区では、「除排雪（61.1%）」、幕別札幌農村地区では、「公害・自然環境・ごみの不法投棄（57.7%）」、忠類市街地区では、「商店街の活性化・買い物の便利さ（69.7%）」、忠類農村地区では、「商店街の活性化・買い物の便利さ（48.2%）」の要望が最も多くなっており、都市部と農村部の特色が現れた結果となりました。

- ③ 自由意見欄の「まちづくりのアイデア」においては、「観光・物産・イベント」に関する要望や意見が87件、次いで「行財政」が66件、「まちづくり」が51件、「子育て関係」が43件となりました。

(2) まちづくり愛デアBOXの主な意見

まちづくり愛デアBOXでは、小さなお子さんからお年寄りまで幅広い意見をいただきました。

- ① 町の活性化、観光振興（5件）
- ② 商店・デパートの建設を（5件）
- ③ 公園、子どもの遊び場設置を（4件）
- ④ イベント増やす・工夫する（4件）
- ⑤ 高齢者にやさしいまちづくり（3件）
- ⑥ 図書館の要望（4件）
- ⑦ 生涯学習の新たな企画（2件）

(3) まちづくり町民会議の主な意見

- ① 移住・定住による人口の増。所得の底上げ、税収の増
- ② 町の積極的な企業誘致。働く場所の確保。現状の職場を減らさない。
- ③ 地域コミュニティの活発化。異世代交流促進。地域の自立意識の高揚
- ④ 地域の情報提供の拡充（町民見学会）。条例委員等の広報による紹介

- ⑤ パークゴルフ場での飲食物提供。施設の有料化。看板等広告収入実施。子どもたちを邪魔者扱いしない。
- ⑥ 芸術文化のまちとして力を入れる。芸術家のネットワークづくり。
- ⑦ 子育て支援の充実したまちへ。保育所の入所条件の緩和。子どもを含めた交流の実施。研修体験施設設置。高齢者による防犯、見守り。
- ⑧ 人生学博士の活用。百年記念ホールの有効活用（文化協会未加入者も無料）
- ⑨ PTA 活動の父親の積極的参加と行事開催。学区の見直し。
- ⑩ サタースクール以外にも近隣センター等で子どもが自由に行ける場所を。
- ⑪ 除排雪の満足度をあげる工夫。地域やボランティアの活用
- ⑫ 魅力ある商店経営の工夫。町民に便利な商店。町、商工会による積極的 PR
- ⑬ 予防医療の徹底。医療費の削減
- ⑭ 国の在宅福祉移行策に対する受皿の整備。福祉医療の担当の明確化
- ⑮ 不法投棄禁止条例設置。リサイクルの現状を公表、食物残さの肥料化
- ⑯ 省エネ、新エネを徹底するまちへ。太陽光発電、ペレットストーブへの助成
- ⑰ 環境重視の産業振興。自然景観を守る。
- ⑱ 安全・安心・健康主体の農業。食育の推進。地産地消の推進
- ⑲ 低所得者向け住宅建設。公営住宅、中古住宅のリフォーム
- ⑳ 農業を核とした各産業、各団体の連携。環境対策の新たな起業促進
（※要望だけでなく町民としての応分の費用負担、人的奉仕、公区での奉仕活動など最低限の協力をする）

(4) 子ども議会の主な意見

- ① 町内の公共施設は全て禁煙にしてほしい。
- ② 町のお金を大事に使い、借金を減らしてほしい。
- ③ 子どもが減少しない対策をしてほしい。
- ④ 駒畠から幕別本町までの町民バスの便を増やしてほしい。
- ⑤ 公園・道路のごみのポイ捨て対策をしてほしい。公園のごみ拾いは近所の人たちで。
- ⑥ 札内駅前の商店街の活性化、幕別町本町を元気あるまちにしてほしい。
- ⑦ 幕別産業まつりで小中学生からお年寄りまで世代を問わないパークゴルフ大会をしてはどうか。
- ⑧ 忠類地区の伝統ある卒業給食、上尾市との交流、お祭り、ボランティアスクールでのお年寄りとの交流を残してほしい。
- ⑨ 合併を記念して新たな祭りなどを企画してはどうか。
- ⑩ 動物が車にひかれないようもっと事故防止をしてほしい。
- ⑪ 通学路の信号の設置、歩道の設置、街灯の設置をしてほしい。
- ⑫ 公園のトイレへのトイレトペーパーの設置や臭い防止、清掃をして清潔に管理してほしい。
- ⑬ 幕別や札内にも道の駅をつくってほしい。
- ⑭ 冬の凍って危険な道路をすべらないようにしてほしい。
- ⑮ 自然を生かした遊び場を作してほしい。
- ⑯ 公園の遊具の必要性の有無について子どもたちにもアンケートをしてほしい。

- ⑰ 街から離れた場所の除雪をもっと安全に工夫してほしい。
- ⑱ 幕別と忠類の交流の機会（キャンプやゲーム大会など）を増やしてほしい。
- ⑲ 小規模校の児童生徒を対象に少年団でなくても参加できる草野球大会を開催してほしい。
- ⑳ いじめの事件が発生したとき町教育委員会は事実をしっかりと説明してほしい。
- ㉑ 図書館札内分館の自転車置き場を増やしてほしい。

(5) 忠類地域住民会議の報告

忠類地域住民会議からは、次のような理想の地域像を実現するため、②のような方策が必要との提言がありました。

① 理想の地域像

- 私たちは、遠く日高の山脈を望み、落ち着きある地理環境と四季の風情に恵まれたこの地域を生活と生産の舞台として大切に守りたい。
- 私たちは、自然と共生し、健やかな心と体を養い、緑豊かな大地で多くの人々の生命を支え、安らぎと潤いを与えることを喜びとしたい。
- 私たちは、互いに助け合い励まし合う豊かな心を育み、ともに考えともに行動し、努力することを惜しまず志をもって暮らしたい。
- 私たちは、先人の労苦を思い、自主自立の精神と誇りを持ち、香り高い生活文化を創造し、誰もが愛し、憧れる地域をつくりたい。

② 地域振興に向けた方策

- 安易な一体化、一元化ではなく、地域の特性を伸張り、機能を分化し、どちらが欠けても成り立たないという相互補完的地域集合体としての「まち」を形成する。
- 基本的な住民サービスは一元化するにしても地域の特性をさらに伸張り、機能化を図るために可能性のある分野への集中投資を図る。
- 農業体験など産業と観光の融合を図り、観光、保養事業による新町の一機能を担い、地域経済を発展させ、幕別町の南玄関として新町の発展に寄与、貢献する。
- 伝統を正しく受け継ぎ、地域の問題を自分自身の問題として考え、行動することにより、住民の団結や価値観の共有による地域力を奮い起こし、安全・安心な地域の形成を図る。

第 2 章

幕別町の将来像

第1節 まちづくりの基本姿勢

第2節 町の将来像と基本目標

第3節 主要指標

第4節 土地利用の方向

第5節 地域別整備方針

第6節 総合計画の体系

第1節 まちづくりの基本姿勢

基本構想の策定においては、新町の一体感の醸成や均衡ある発展を目指すとともに新町まちづくり計画を基本としつつ、これまでのまちづくりの理念を継承し、町民が夢と誇りをもって理想のまちづくりが進められるよう、次の4つの基本姿勢（視点）を定めるものです。

1 町民参加・町民との協働

少子高齢化や地方分権の推進など社会構造の変化に伴い、行政に対する住民ニーズはますます多様化、高度化しています。これらに対応するとともに持続可能な地域社会を築いていくため、まちづくりの主体である住民の皆さんをはじめ、公区、企業など多様な主体がまちづくりに積極的に参加できる環境づくりを進めるとともにこれら主体と行政とのパートナーシップ※¹¹による「協働のまちづくり」※¹²を一層推進します。

2 地域を支える人づくり

「地域づくりは人づくり」と言われるように、「人」は何よりも重要な地域資源です。さまざまな地域課題が生じている中、それらの課題解決には、地域住民一人ひとりが知恵を出し合い行動し、協力して地域力を高めていくことが必要です。地域活動のみならず、あらゆる分野において人材の発掘・育成・確保を図ります。

3 環境への配慮と自然との共生

地球規模の環境問題が深刻化する中、国をはじめ、自治体や企業、団体、個人が、それぞれの立場で環境問題に取り組むことが求められています。生活や経済活動に伴う環境に対する負荷を軽減することにより、循環型社会※¹³を構築するとともに人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

4 均衡ある発展と一体感の醸成

幕別と忠類のそれぞれが持つ地域特性を伸張り、機能分担により地域の力と価値を高め、新町全体として調和のとれたまちづくりを進めるとともに地域特性の再発見や郷土意識の共有を図り、一つのまちとしての一体感の醸成、確保に努めます。

※11 対等な関係のもとで協力して事にあたること。

※12 住民と行政とのパートナーシップのもとで、それぞれの役割を担いながらまちづくりを進めていくこと。

※13 大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会

第2節 町の将来像と基本目標

1 将来像

「人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土^{さと}」

時代の変遷により、人々の価値観も様変わりしてきています。まちづくりにおいても、時代の潮流を的確に捉え、多様化している住民ニーズに応えるものでなければなりません。

このため、協働、連携、交流を通して、皆で助け合うとともに地域の歴史・文化などを大切に、生き生きとした日々の営みを続けることができるまちづくりを目指して、第5期幕別町総合計画における将来像を「人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土」と決めました。

2 基本目標

(1) とともに考えともに創る活力あるまちづくり

自らの責任と判断でまちづくりを進める地方分権の時代においては、地域コミュニティの推進とともに住民と行政の協働体制の確立や住民、各種団体の自主的なまちづくり活動が一層求められています。

これからのまちづくりには、住民参加は欠かせないものであり、住民一人ひとりが、まちづくり活動に積極的に参加し、住民と行政がともに考え、ともに行動するまちづくりを進めます。

また、住民の連帯意識や地域の一体感醸成のため、ふれあいや交流機会の充実とともに国内交流や国際交流を推進します。

さらに、住民にわかりやすい行政の展開や健全で効率的、効果的な行財政運営を進めるとともに活気あるまちづくりのための定住の促進や情報基盤の整備を図ります。

(2) 農業を核に競争力のある産業のまちづくり

産業が生き生きと躍動する中から、雇用の場が生まれ、地域に活力をもたらします。地域の持続的な発展の基盤となる産業の活性化を図るためには、国際競争や産地間競争に対抗しうる時代の変化に対応した振興策に取り組む必要があります。

本町は、豊かな自然に恵まれ、畑作と酪農・肉用牛を中心に国内でも有数の農業地帯を形成しています。

地域の基幹産業として競争力をさらに高めていくため、地産地消や地域ブランド^{※14}の確立に向けた取組などを進め、安全・安心を基本とした農業の振興を図るとともに農業を核に産業間の連携を強め、地域全体の産業の活性化を図ります。

※14 他と区別・差別化することを意図して付与する商品や農作物などの名称、シンボル、デザインなど。

また、林業においては、地球の温暖化防止など森林の持つ多面性機能を発揮していくため、多様な森林づくりを進めるとともに森林資源の循環利用を促進します。

商業においては、地域の特性を生かし、消費者ニーズに応えられる地域商業の形成を推進し、工業においては、既存企業の育成を促進するとともに企業誘致や雇用の場の創出を図ります。

観光においては、地域資源を活用するとともに地域性あふれる観光地づくりを進めます。

(3) 笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり

少子高齢化の進展とともに女性の社会進出が増加しており、子育ての環境づくりやだれもが健康で安心して暮らしていける地域づくりが求められています。

このため、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの推進など、子育て支援体制の充実を図ります。

また、高齢者や障がい者などが生きがいを持ち健やかに暮らすことができるよう、関係機関との連携やボランティア活動の支援などを通じて、地域でお互いが助け合う仕組みを構築するとともに多様なサービスの提供に努めます。

さらに、予防医療、健康づくりの推進や確かな社会保障の確立とともに消防、救急、防災、防犯など住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(4) 文化の香る心豊かな学びのまちづくり

人々の学習活動への関心とその学習成果を生かした地域活動への参加意欲の高まりに伴い、生涯学習の機会の増大や環境づくりが求められています。

このため、多種多様な学習活動ができる総合的な環境づくりとともに生きがいを持って豊かな生活を送れる地域社会づくりを進めます。

また、これからの社会を担う子供たち一人ひとりが、生きる力を身につけられるよう、学校と家庭および地域が連携し、人間性や自主性を高めることができる教育環境づくりに努めます。

さらに、地域の歴史や文化・伝統の保存・伝承に努めるとともに新たな文化の創造、スポーツ・レクリエーション活動など、住民の自主的な活動を支援します。

(5) 自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり

北海道や本町の恵まれた自然は、人々にやすらぎと潤いを与える地域の貴重な財産であり、次の世代に継承していくことが求められています。

このため、自然環境と調和した地域社会の形成を目指し、ごみ処理対策をはじめ、省エネルギー、新エネルギーの普及とリサイクルの推進などによる循環型社会への展開を図り、一人ひとりの住民が快適に生活できるまちづくりを進めます。

また、道路網などの都市基盤については、整備充実と適正な管理を図り、自然環境の保全に配慮した土地利用を進め、豊かでゆとりある生活の実現を図ります。

第3節 主要指標

1 人口と世帯

国勢調査によると、平成7年の本町の人口（幕別町、旧忠類村の合計）は、24,240人で、平成17年では26,868人となりました。この10年間で2,628人（10.8%）の増加となっています。

しかし、最近の住民基本台帳での推移を見ると、増減を繰り返しながら横ばい、あるいは微減の動きを見せています。

年齢別人口は、年少人口（0～14歳）が減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）は横ばい傾向、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、特に、高齢化率では平成17年国勢調査時点で22.6%となり、全国平均（20.1%）、全道平均（21.4%）を上回り、急速に高齢化が進んでいます。

自然動態は、出生数は年間200人台を維持しているものの、近年の少子化傾向を反映し出生数は減少傾向にあります。また、死亡数は、徐々に増加の傾向にあり、総体として、自然減の傾向にあります。

このようなことから、本町が持つ特性を最大限に生かしたまちづくりを推進するとともにさまざまな定住対策などにより定住人口の拡大を目指し、目標年次である平成29年（2017年）の人口を28,000人と想定します。

また、世帯数は、平成7年国勢調査では、8,146世帯で、平成17年国勢調査では10,126世帯となり、この10年間で1,980世帯（24.3%）の増加となっています。世帯あたりの人員も2.98人から2.65人と減少傾向にあり、核家族化傾向はさらに進むものと考えます。

このようなことから、目標年次である平成29年の世帯数を、11,200世帯と想定します。

（国勢調査）

区 分	基準年度 (平成 17 年)	目標年次 (平成 29 年)	増減比 (H17/H29)
総人口	26,868 人	28,000 人	4.21%
年少人口（構成比）	4,086 人 (15.2%)	3,530 人 (12.6%)	△13.61%
生産年齢人口（構成比）	16,713 人 (62.2%)	15,460 人 (55.2%)	△7.50%
老年人口（構成比）	6,069 人 (22.6%)	9,010 人 (32.2%)	48.49%
世帯数	10,126 世帯	11,200 世帯	10.61%
1 世帯あたり人員	2.65 人	2.50 人	△5.66%

※年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）。

【後期見直し時における現状】

国勢調査によると、平成17年の本町の人口（幕別町、旧忠類村の合計）は、26,868人で、平成22年では26,547人となりました。この5年間で321人（1.2%）の減少となっています。

しかし、最近の住民基本台帳での推移を見ると、平成25年1月末現在27,651人で、平成22年11月から前年同月比27か月連続（平成25年1月末現在）で増加しています。

年齢別人口は、年少人口（0～14歳）が減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）は横ばい傾向、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、特に、高齢化率では平成22年国勢調査時点で25.9%となり、全国平均（23.0%）、全道平均（24.7%）を上回り、急速に高齢化が進んでいます。

自然動態は、出生数は年間200人程度で推移しているものの、近年の少子化傾向を反映し出生数は減少傾向にあります。また、社会動態で転出者より転入者が上回ることから、総体として、人口増加傾向にあります。

このようなことから、本町が持つ特性を最大限に生かしたまちづくりを推進するとともにさまざまな定住対策に加え、札内市街地区（札内桂町西地区団地、札内桂町東地区団地、札内桜町、札内暁町）で宅地造成が行われていることから定住人口の拡大を目指し、目標年次である平成29年（2017年）の人口は28,000人で見直ししないものとします。

また、世帯数は、平成12年国勢調査では、9,342世帯で、平成22年国勢調査では10,359世帯となり、この10年間で1,017世帯（10.9%）の増加となっています。世帯あたりの人員も2.79人から2.56人と減少傾向にあり、核家族化傾向はさらに進むものと考えます。

(国勢調査)

区 分	平成17年 国勢調査	平成22年 国勢調査	増減比 (H17/H22)
総人口	26,868人	26,547人	△321人 △1.19%
年少人口（構成比）	4,086人 (15.2%)	3,731人 (14.0%)	△355人 △8.69%
生産年齢人口（構成比）	16,713人 (62.2%)	15,945人 (60.1%)	△768人 △4.60%
老年人口（構成比）	6,069人 (22.6%)	6,867人 (25.9%)	798人 13.15%
不詳分	0人 (0.0%)	4人 (0.0%)	4人 (0.0%)
世帯数	10,126世帯	10,359世帯	233世帯 2.30%
1世帯あたり人員	2.65人	2.56人	△0.09人 △3.40%

※年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）。

2 就業構造

平成29年における就業者数は13,040人（総人口の46.6%）と推計します。

本町の基幹産業である第1次産業は、経営体質改善や後継者対策、新規就農斡旋などの施策を継続することで、減少率がこれまでよりは鈍化するものの、農業後継者を確保できない高齢者世帯などの離農が要因で、全体的には減少するものと見込みました。

なお、第2次産業は微減、第3次産業は卸・小売業を中心に微増するものと推計しています。

区 分	基準年度 (平成17年)	目標年次 (平成29年)	増減比 (H17/H29)
就業者数	13,403人	13,040人	△2.71%
就業率	49.9%	46.6%	
第1次産業（構成比）	2,408人 (18.0%)	2,170人 (16.6%)	△9.88%
第2次産業（構成比）	2,609人 (19.5%)	2,490人 (19.1%)	△4.56%
第3次産業（構成比）	8,215人 (61.3%)	8,380人 (64.3%)	2.01%

※平成17年には分類不詳分（171人）があるため、就業者数と産業分類別人口の合計とは一致しません。

【後期見直し時における現状】

区 分	平成17年 国勢調査	平成22年 国勢調査	増減比 (H17/H22)
就業者数	13,403人	13,077人	△326人 △2.43%
就業率	49.9%	49.3%	
第1次産業（構成比）	2,408人 (18.0%)	2,288人 (17.5%)	△120人 △4.98%
第2次産業（構成比）	2,609人 (19.5%)	2,342人 (17.9%)	△267人 △10.23%
第3次産業（構成比）	8,215人 (61.3%)	8,012人 (61.3%)	△203人 △2.47%
分類不詳分	171人 (1.2%)	435人 (3.3%)	264人 154.4%

第4節 土地利用の方向

土地は、町民が生活する上で、あるいは、産業活動を行う場合においても基盤となるものであり、町の将来像を実現するためには、計画的で適正な土地利用を図ることが重要です。

このため、土地利用関連法令に基づく諸制度を的確に運用するとともに地域の特性を生かすことを基本とし、札内地区については、外延的開発^{※15}を図るとともに幕別・忠類両市街地区については、ゆとりある生活を送ることができる土地利用を図ります。

【後期見直し】

土地は、町民が生活するうえで、あるいは、産業活動を行う場合においても基盤となるものであり、町の将来像を実現するためには、計画的で適正な土地利用を図ることが重要です。

このため、土地利用関連法令に基づく諸制度を的確に運用するとともに地域の特性を生かすことを基本とし、札内地区については、既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図るとともに幕別・忠類両市街地区については、ゆとりある生活を送ることができる土地利用を図ります。

第5節 地域別整備方針

合併に伴って、均衡ある発展と一体感の醸成を図るためには、それぞれの地域における歴史・文化はもとより特性を生かした地域らしさを高めていくことが新町の発展につながっていくものと考えます。

このことから、次のような地域別整備方針を定めます。

1 幕別地域の整備方針

基幹産業である農業の振興を一層促進するとともに景観や保水機能などを維持するために、山林、農地および緑地の保全を図るとともに安全でゆとりある生活環境の形成を図ります。

また、札内地区においては、土地需要への対応として、環境との調和に配慮しながら市街地の外延的な開発に取り組みます。

【後期見直し】

基幹産業である農業の振興を一層促進するとともに景観や保水機能などを維持するために、山林、農地および緑地の保全を図るとともに安全でゆとりある生活環境の形成を図ります。

また、札内地区においては、土地需要への対応として、環境との調和に配慮しながら既存市街地に存在する低・未利用地の利活用を図ります。

2 忠類地域の整備方針

酪農を中心とした農業振興、道の駅周辺の観光振興による交流人口の拡大と、これらの融合に取り組むほか、移住希望者に対するアプローチ^{※16}など定住促進および雇用の場の確保を図ります。

また、合併に伴う住民の不安の解消を図るため、関係団体との連携を通じて、一人ひとりの顔が見え、安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。

※15 市街化区域周辺に隣接する市街化調整区域を開発（市街化）すること。

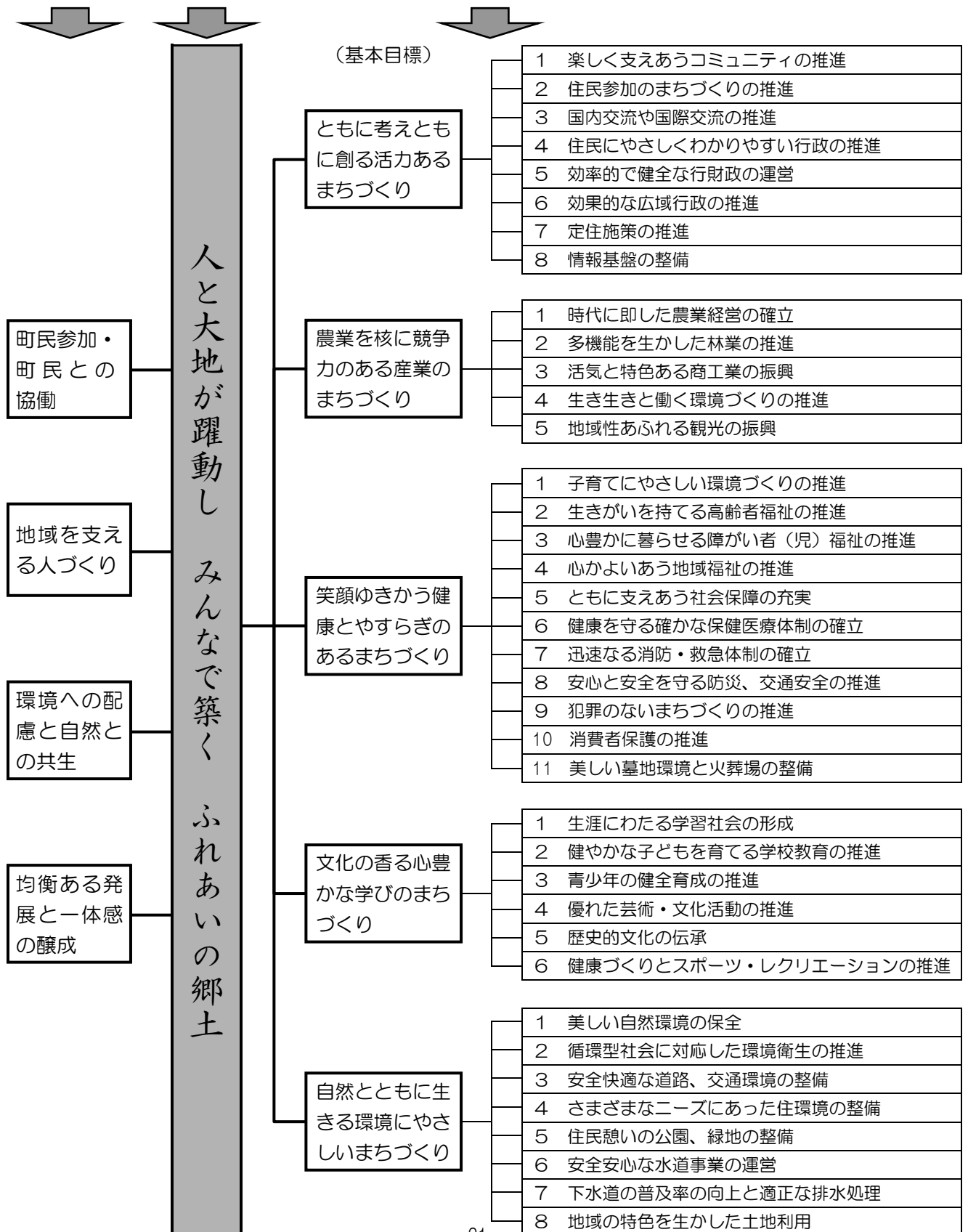
※16 接近すること。手がかり。手段。

第6節 総合計画の体系

まちづくり
の基本姿勢

将来像

施策の大綱



第2部

基本計画

- 第1章 とともに考えとともに創る
活力あるまちづくり
- 第2章 農業を核に競争力のある
産業のまちづくり
- 第3章 笑顔ゆきかう健康と
やすらぎのあるまちづくり
- 第4章 文化の香る心豊かな
学びのまちづくり
- 第5章 自然とともに生きる
環境にやさしいまちづくり

第 1 章

ともに考えともに創る 活力あるまちづくり

第1節 楽しく支えあうコミュニティの推進

第2節 住民参加のまちづくりの推進

第3節 国内交流や国際交流の推進

第4節 住民にやさしくわかりやすい行政の推進

第5節 効率的で健全な行財政の運営

第6節 効果的な広域行政の推進

第7節 定住施策の推進

第8節 情報基盤の整備

第1節 楽しく支えあうコミュニティの推進

現状と課題

活力あるまちづくりを進めるためには、住民生活の場である地域におけるコミュニティ活動が必要不可欠なものとなります。

本町では、現在112の公区があり、地域における課題解決などにむけて公区の連合組織が設置されるなどの動きもありますが、その反面、都市化の進展などにより、コミュニティ意識や地域活動への参加意識が薄れていく傾向にあります。

また、公区のほかにも、文化協会やボランティア、NPO法人^{※17}（民間非営利組織）などの地域的なエリアを超えたいろいろな組織がありますが、リーダーや活動している人が限定され、特定の人とその役割を担っている状況もあります。

年々、少子・高齢化が一層進展していく中であって、失われつつある相互扶助をはじめ、防災、防犯、身近な生活環境などの問題解決に向けて、地域社会が担う役割はますます重要になっています。

こうしたことから、今後のまちづくりの原動力となるコミュニティ活動を活性化させ、住民の参加を促進させるための意識啓発や情報の提供を行うとともにともに支え合う連帯感のある地域社会を形成する環境づくりが必要となっています。

【後期見直し時における現状】

	平成21年4月	平成22年4月	平成24年4月
公区数	112公区	113公区	114公区

基本方針

地域の連帯感を育むふれあい豊かなコミュニティ活動を推進するとともに地域づくりに貢献する人材や団体の育成を図ります。

また、活動の拠点となる施設の適正配置と整備を進めるとともに地域の一体感の醸成を図ります。

主要施策

- ◇ 地域コミュニティの推進
- ◇ 人づくりと団体の育成
- ◇ 拠点施設の整備
- ◇ 地域と地域を結ぶ一体感の醸成

※17 特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、法定の要件を充足する法人

 施策の方向

1 地域コミュニティの推進

- (1) 地域内での連帯意識の高揚を図り、地域に根ざしたコミュニティ活動を促進します。
- (2) 子どもから高齢者まで、同世代や異世代間の交流を促進し、情操あふれる地域コミュニティを進めます。

2 人づくりと団体の育成

- (1) 地域の問題は地域で解決できるような体制づくりを促進するとともに地域づくりに貢献する各種団体の育成およびリーダーとなる人材の育成に努めます。
- (2) ボランティア意識の啓発を図ります。

3 拠点施設の整備

- (1) コミュニティ活動の拠点施設である近隣センターの適正配置を進めるとともに改築、改修を進めます。
- (2) 学校施設の開放や公共施設の有効活用を図り、住民間の交流や活動の場の提供を進めます。

4 地域と地域を結ぶ一体感の醸成

- (1) 地域間における個人や各団体などの交流を深めるとともに地域に根ざした行事などの良さを享受しあい、地域への誇りや郷土意識の醸成を図ります。
- (2) 広報紙やホームページ^{※18}などを通しての地域の情報提供や町民見学会の開催など、地域の良さを再発見できる環境づくりを進めます。

※18 インターネットを利用して、コンピュータで文字、画像、音声などを取り出すことができる公開された情報

第2節 住民参加のまちづくりの推進

現状と課題

少子・高齢化が進行する中で、子育て、介護、防犯、環境保全など、地域にはさまざまな解決すべき問題が存在しています。

このような問題に対しては、これを全て行政で対応していくことは限界があり、住民、公区、企業、NPOなど地域社会の多様な主体と行政とのパートナーシップによる協働の仕組みづくりを構築していくことが求められます。

本町においては、従来から「協働のまちづくり」に取り組んできており、平成16年度からは協働のまちづくり支援事業に関する要綱を制定し、住民の多様な活動に支援を行っています。

また、さまざまな計画などの策定過程においては、審議会などの委員を一般公募するとともにアンケート調査やホームページでの掲示板、意見箱の設置など、より住民が参加しやすい体制づくりに努めてきました。しかし、住民間や地域によって参加意識に差があることから、一層の意識啓発やより参加しやすい環境づくりが求められています。

さらに、まちづくりには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、特に女性の積極的な参画が重要となっています。住民一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画することができる「男女共同参画社会」の実現に向け、一層の取組が必要となっています。

基本方針

協働のまちづくりのさらなる推進とともにまちづくりに住民が参加しやすい体制づくりを進めます。

また、自主的な住民活動に対する支援と住民意識の高揚を図るとともに男女共同参画社会の形成を推進します。

主要施策

- ◇ 協働のまちづくりの推進
- ◇ 住民参加の環境づくり
- ◇ 自主的な住民活動の促進
- ◇ 男女共同参画社会の形成

 施策の方向

1 協働のまちづくりの推進

- (1) 住民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりが、より多くの人に理解され実践されるよう情報の提供に努めます。
- (2) 「協働のまちづくり支援事業」をさらに推進するため、住民要望に即してメニューの見直しを図ります。

2 住民参加の環境づくり

- (1) 各種審議会委員の一般公募制の周知を図るとともに女性や若者など幅広い層の参画を進めるなど、住民参加の機会の拡充を進めます。
- (2) 公共施設の整備や住民に身近な施策の導入などにおいては、一層の住民参画を促進します。
- (3) 主要な計画の作成や住民の義務・権利に関する条例規則の制定改廃にかかわるものについては、ホームページやファックス、アンケート調査などを通して、行政に対する意見を聴く機会の拡充を図ります。

3 自主的な住民活動の促進

- (1) 公区活動などの住民の自主的な活動を奨励し、地域力の向上に努めます。
- (2) 広く地域に貢献する活動を促すため、住民意識の高揚を図ります。

4 男女共同参画社会の形成

- (1) 性別による固定的な役割分担の改革など、男女共同参画社会への住民理解を進めます。
- (2) 各種団体や事業所をはじめ、あらゆる分野において男女が平等に参画できる機会を拡充します。
- (3) 子育て支援策の充実を図るとともに男女の育児・介護休暇制度の啓発に努めます。

第3節 国内交流や国際交流の推進

現状と課題

交通手段や通信技術の発達と経済活動のグローバル化^{※19}により、国内交流をはじめ海外との国際交流は、地方においても着実に進んでいます。

本町においては、国内交流では、宮崎県日向市（旧東郷町）や埼玉県上尾市との小学生による交流が行われています。

今後は、農業を通じた生産者と消費者との交流など、本町の特性を生かした幅広い交流の展開が必要となっています。

また、国際交流の分野では、中学生・高校生による海外派遣事業を実施しているほか、パークゴルフを通じた海外や十勝管内在住の外国人との交流、国際交流協会による各種事業の実施などさまざまな交流が図られています。

今後も、多くの分野で交流を促進するため、住民の理解を一層進め、ホームステイ^{※20}の確保や通訳の育成など外国人を受け入れる環境づくりを進める必要があります。

基本方針

地域の特性を生かした国内交流を推進し、交流人口の拡大を図ります。

また、国際化に対する住民意識の高揚や人材の育成、交流の促進、支援を図るとともに諸外国の人々を受け入れるための体制づくりを進めます。

主要施策

- ◇ 国内交流の推進
- ◇ 国際交流の推進

※19 世界的な規模での広がり。地球全体に関わるさま。

※20 海外旅行の一種のスタイルで、旅行地の一般の家庭に一定期間滞在すること。

 施策の方向

1 国内交流の推進

- (1) 宮崎県日向市（旧東郷町）や埼玉県上尾市をはじめ、さまざまな地域との交流によるネットワークづくりを進めます。
- (2) パークゴルフなどのスポーツや文化交流活動を通して、幅広い交流を進め、交流人口の拡大を図ります。

2 国際交流の推進

- (1) 中学生や高校生の海外派遣事業を実施し、国際性豊かな人材の育成に努めます。
- (2) ホームステイの受入れや通訳などの住民ボランティア確保に努めます。
- (3) 町国際交流協会や学校、団体などの国際交流活動を支援します。
- (4) 国際交流員を継続配置し、生きた英語学習を進めるとともに住民の国際理解を図ります。

第4節 住民にやさしくわかりやすい行政の推進

■ 現状と課題

社会構造が目まぐるしく変動していく中、福祉や医療、年金など住民に密着した制度や施策も複雑多岐になってきており、住民の立場に立った対応やサービスの提供がますます重要になっています。

このため、住民に情報をよりわかりやすく的確に提供するとともに親切丁寧な対応が求められてきています。

きめ細かなサービスを展開するためには、常に住民の意向を把握することが求められており、さまざまな機会を通して広聴機能の充実を図ることが必要となっています。

■ 基本方針

住民にわかりやすく丁寧な対応を心がけるとともに的確な情報提供と住民ニーズの把握に努めます。

主要施策

- ◇ わかりやすい行政の展開
- ◇ 情報の公開と個人情報の保護
- ◇ 広報・広聴活動の充実

 施策の方向

1 わかりやすい行政の展開

- (1) 住民に密接に関連する事業やサービスについて、わかりやすく的確な情報提供に努めます。
- (2) さまざまなニーズに対応できるよう、きめ細かなサービスの提供に努めます。

2 情報の公開と個人情報の保護

- (1) 公正迅速で開かれた行政情報の提供を進めるため、適切な文書管理を行うとともに個人情報やプライバシーを保護します。
- (2) 住民が主体的にまちづくりに参加できるよう、まちづくりに関する情報、各種計画、生活情報などを広報紙やホームページなどで積極的に提供します。

3 広報・広聴活動の充実

- (1) 子どもから高齢者まで、親しんで読んでもらえる広報紙づくりを進めます。
- (2) さまざまなニーズを把握し、社会情勢や住民生活に密着した広報紙づくりを進めます。
- (3) 出前講座や住民懇談会、アンケート調査、意見箱の設置、ホームページの掲示板の活用など、住民の意見要望の的確な把握に努めます。

第5節 効率的で健全な行財政の運営

■ 現状と課題

国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に伴い、自立した行政主体として、一層の政策形成能力の強化や事務事業の効率化などによる自治体経営能力の向上が求められています。

また、社会情勢は大きく変化し、住民の行政に対するニーズが高度化、多様化し、職員は常に新しい情報と専門性の高い知識習得が求められています。

さらに、法令などを遵守することはもちろん、住民から信頼を得られるよう、全体の奉仕者としての自覚のもとに高い倫理性が必要となっています。

このため、住民のニーズに迅速かつ的確に対応できる行政の体制整備を図るとともに各種研修の充実を図り、政策形成能力やまちづくりへの意欲の高揚など、職員の資質・能力の向上に努めることが求められています。

一方、財政運営面においては、本町では、これまで財政状況が比較的堅調な時代に着手した大型事業などの実施の後、交付税の大幅削減などが要因で、厳しい財政状況が続いていますが、最大の行政改革とも言われる市町村合併を成就させ、緊縮財政の中、住民サービスの向上に努めています。

今後も、住民が求めるさまざまなニーズを踏まえ、最小の経費で最大の効果をあげることを基本とした財政運営のもと、計画に基づいた予算の重点的配分にも配慮し、健全な財政を維持していくことが重要となっています。

【後期見直し】

国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に伴い、自立した行政主体として、一層の政策形成能力の強化や事務事業の効率化などによる自治体経営能力の向上が求められています。

また、社会情勢は大きく変化し、住民の行政に対するニーズが高度化、多様化し、職員は常に新しい情報と専門性の高い知識習得が求められています。

さらに、法令などを遵守することはもちろん、住民から信頼を得られるよう、全体の奉仕者としての自覚のもとに高い倫理性が必要となっています。

このため、住民のニーズに迅速かつ的確に対応できる行政の体制整備を図るとともに各種研修の充実を図り、政策形成能力やまちづくりへの意欲の高揚など、職員の資質・能力の向上に努めることが求められています。

財政運営面においては、本町では、これまで財政状況が比較的堅調な時代に着手した大型事業などの実施の後、交付税の大幅削減などが要因で、厳しい財政状況が続いていますが、最大の行政改革とも言われる市町村合併を成就させ、緊縮財政の中、住民サービスの向上に努めています。

一方、庁舎は町政全般にわたる行政の拠点であり、効率的で機能的な行政運営による住民サービスの提供とともに、地方分権の時代における住民と行政の協働の場、まちづくりの核としての役割が求められています。

しかしながら、現庁舎は耐震性が大きく不足しており、これらの問題点を改善するため、耐震改修・補強工事を行うことで耐震性能を高める方法について検討を行いました。改修工事にも多額の費用が必要であることなどから、改築に向け進めていくこととしました。

今後も、住民が求めるさまざまなニーズを踏まえ、最小の経費で最大の効果をあげingことを基本とした財政運営のもと、計画に基づいた予算の重点的配分にも配慮し、健全な財政を維持していくことが重要となっています。

基本方針

総合計画や各種計画の着実な実現を図るために、長期的な展望に立った行財政運営を戦略的に進めます。

また、最小の経費で最大の効果をあげることを基本として、徹底した行財政改革を進め、行政組織機構の見直しや行政事務の効率化、職員の資質向上を図り、財政の健全性の確保に努めます。

主要施策

- ◇ 行政組織・機構の改革
- ◇ 行政事務の効率化
- ◇ 職員の資質向上
- ◇ 財政の健全性の確保

【後期見直し】

主要施策

- ◇ 行政組織・機構の改革
- ◇ 行政事務の効率化
- ◇ 職員の資質向上
- ◇ 財政の健全性の確保
- ◇ 新庁舎の建設

施策の方向

1 行政組織・機構の改革

- (1) より簡素で効率的、機動的な組織機構を目指し、民間活力の導入や事務事業の見直しなどを進め、職員数の適正化と諸行政課題に迅速かつ着実に対応できる執行体制の確立を図ります。
- (2) 多様化、高度化する住民ニーズに迅速かつ的確に応えるために、部や課を横断した体制づくりを推進します。

2 行政事務の効率化

- (1) 行政改革をはじめ、事業を評価する体制づくりを進め、スクラップアンドビルド※21の原則を進めます。
- (2) 地方分権、権限移譲などにも前向きに取り組み、住民サービスが質的、量的にも向上するようにコンピュータ利用のさらなる高度化を進め、各種事務の正確性、迅速性、効率性を高めます。

3 職員の資質向上

- (1) 職場内研修や各種研修機関への派遣などを通して、職員一人ひとりが意欲的な心構えを持ち、先見性を有した政策形成能力を身に付け、法令を遵守しながら事務事業に取り組んでいけるように職員の資質の向上に努めます。

4 財政の健全性の確保

- (1) 町税など自主財源の確保や受益者負担の適正化を進めるとともに広告料収入など新たな収入システムの構築を図ります。
- (2) 事業を進める上で、より有利な補助金や交付金、起債などを選択し、健全な財政バランスを保ちます。
- (3) 経常的な経費の削減に努めるとともに前例踏襲にとらわれない新たな発想のもと、常に創意工夫を心がけ、予算の効率的、重点的配分を図り、計画的な財政執行により健全な財政運営に努めます。
- (4) 公共施設や公有地などの適切な維持管理に努めるとともに必要に応じて効果的な財産の取得や売却などを進め、住民のニーズに即した有効活用を図ります。

【後期見直し】

5 新庁舎の建設

- (1) 庁舎は町政全般にわたる行政の拠点であり、効率的で機能的な行政運営による住民サービスの提供とともに、地方分権の時代における住民と行政の協働の場、まちづくりの核としての役割が求められていることから、現在地において住民に親しまれる新庁舎の建設を進めます。

※21 行財政の効率化や行政改革などを進める上で、多様化する住民のニーズに対応できない旧来の行政機構を改革（廃止、新設等）すること。

第6節 効果的な広域行政の推進

現状と課題

交通や通信体系が発達し、住民の日常生活圏が拡大している中、広域行政の取り組みも地方分権の推進と相まって大きな時代の流れとなっています。

本町は、これまでも保健・医療技術者の養成、教育研修センターの運営、税の滞納処理などについて、十勝圏域の市町村との密接な連携のもとに取り組んできています。

また、ごみやし尿処理、上下水道、消防、介護保険の認定審査、火葬場などは近隣市町村との一部事務組合もしくは機関の共同設置を図ることなどに取り組んでいます。

さらに、帯広市、音更町、芽室町とともに帯広圏としての都市計画を連携しながら推進しているほか、消防をはじめ、国民健康保険事業などは、十勝圏域全体での広域展開の可能性について検討を進めています。

このように市町村の枠を超えた広域的なネットワーク形成や共同の事業運営など、各市町村の特性を生かしながら機能分担を図った広域行政の果たす役割が重要となっています。

今後もさまざまな分野において効率的で効果的な行政運営や事業推進を図るため、広域行政における推進体制の強化やネットワークを一層推進する必要があります。

基本方針

近隣市町村との連携を深め、効率的、効果的な広域行政を進めます。

また、住民サービスの向上や財政のさらなる効率化を図るため、新たな広域連携事業を検討します。

主要施策

◇ 広域行政事務の推進

施策の方向

1 広域行政事務の推進

- (1) 消防、ごみ処理など一部事務組合や介護認定審査会など共同で設置している機関の効率的な運営を進めます。
- (2) 共通課題の解決に向け、新たな広域行政事務の調査、研究を推進します。

第7節 定住施策の推進

現状と課題

本町の人口は、札幌市街地の人口増加により順調に推移してきましたが、ここ数年は、増減を繰り返しながらも横ばいもしくは微減という状況にあります。

また、農村部や幕別本町地区、忠類地区は人口の減少が進んでおり、これらの地域を担う人材の確保や小中学校の存続、さらには商店街への影響など、大きな問題となっています。

このように、人口の減少は産業や福祉、生活環境全般において影響を及ぼすため、人口の維持または増加を視野に入れた施策が必要となっています。

【後期見直し時における現状】…住民基本台帳

	平成21年4月末	平成22年4月末	平成23年4月末	平成24年4月末
幕別町計	27,374人	27,330人	27,488人	27,628人
幕別地区	6,673人	6,586人	6,486人	6,416人
札幌地区	18,966人	19,032人	19,309人	19,504人
忠類地区	1,735人	1,712人	1,693人	1,708人
世帯数	11,312世帯	11,429世帯	11,656世帯	11,849世帯

基本方針

まちへの愛着や満足感を持てるようなまちづくりを進め、定住人口の拡大を図ります。

主要施策

- ◇ 定住・移住の促進
- ◇ 情報の収集と発信

施策の方向

1 定住・移住の促進

- (1) 子どもから高齢者までが安心して暮らせる施策を展開します。
- (2) 子どもを産み育てやすいまちとして、子育て支援の充実を図ります。
- (3) 住宅環境の整備や雇用の場の確保に努めます。
- (4) 移住環境の整備や移住体験事業を展開し、移住の促進を図ります。

2 情報の収集と発信

- (1) 空き家情報をはじめ、移住関連情報をホームページなどで積極的に発信します。

第8節 情報基盤の整備

現状と課題

光ファイバーによる超高速インターネット^{※22}環境の提供や地上デジタル^{※23}放送の開始により本町においても新たな情報基盤が整備され、一般家庭や事業所においても、パソコンや地上デジタル対応テレビの導入が進むなど、さまざまな情報を入手する環境が整いつつあります。

行政内部の情報処理についてもコンピュータ化が進む一方、公共施設間を光ファイバーなどで接続することにより、インターネットを通した町のホームページの情報提供と住民の意見を収集する環境が構築されています。

しかし、高速なインターネット環境が提供されていない地域があることや、地上デジタル放送の難視聴地域が新たに発生することが懸念されています。

今後、保健医療・福祉・防災・学校教育・生涯学習などあらゆる分野においてIT化が進むことから、情報化のニーズはますます高まるものと思われ、さらなる高度情報化への対応を進める必要があります。

基本方針

より高度な情報通信技術を取り入れ、質の高い効率的な行政運営を目指します。

また、行政サービスの向上を図るとともにインターネット環境の格差是正を図り、住民が情報を入手しやすい環境整備を進めます。

主要施策

◇ 地域情報化の推進

施策の方向

1 地域情報化の推進

- (1) 携帯電話、テレビ、パソコンなどの情報環境の地域間格差の是正を促進します。
- (2) 学校教育におけるパソコン学習を進めるとともに住民を対象としたパソコン教室の開催など情報化に対応した学習機会の提供に努めます。
- (3) 行政情報システムの充実を図り、事務の効率化や窓口サービスの向上を進めます。
- (4) 光ファイバーによる公共施設ネットワークの有効活用を図るとともに町のホームページの充実に努めます。
- (5) 行政情報のセキュリティ^{※24}を確保するとともに個人情報やプライバシーの保護に努めます。

※22 大小のさまざまなコンピュータネットワークが相互に接続された世界的規模のコンピュータネットワーク

※23 情報を符号化して記録する方式

※24 安全。安全保障。防犯設備

第2章

農業を核に競争力のある 産業のまちづくり

第1節 時代に即した農業経営の確立

第2節 多機能を生かした林業の推進

第3節 活気と特色ある商工業の振興

第4節 生き生きと働く環境づくりの推進

第5節 地域性あふれる観光の振興

第1節 時代に即した農業経営の確立

現状と課題

本町の農業は、良質な農畜産物の安定的な生産・供給をはじめ、環境保全や美しい農村景観の形成など多面的な機能の発揮とともに食品加工や観光など幅広い産業と結びつき、本町の基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、WTO・FTA^{※26}交渉の進展や国の新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく農政改革など、農業を取り巻く情勢は大きく変化しており、農業者の先行き不安感や不透明感が増大するとともに担い手の減少や高齢化などさまざまな課題を抱えているほか、食の安全・安心に対する消費者の関心も高まりをみせています。

こうした中で、食料供給基地としての役割をこれまで以上に発揮していくことが求められており、安全で良質な食料を安定的に生産・供給する体制づくりを一層進めていくことが重要となっています。

このため、生産基盤や流通加工体制の整備を図るとともに担い手の確保・育成への取組や農地流動化の促進など安定的な農業生産体制を確立する必要があります。

また、地域ブランドの形成を図り、収益性の高い作物の導入による経営の安定化や、環境保全に対する意識の高まりに応えるため、「クリーン農業」、「循環型農業」を促進するとともに農業の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、活力と魅力ある農村づくりを進めていくことが必要です。

【後期見直し】

本町の農業は、良質な農畜産物の安定的な生産・供給をはじめ、環境保全や美しい農村景観の形成など多面的な機能の発揮とともに食品加工や観光など幅広い産業と結びつき、本町の基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、EPA^{※25}・FTA^{※26}交渉の進展による協定構成国の増加のほか、TPP^{※27}問題などのグローバル化の中で、農業を取り巻く情勢は大きく変化しているため、今後の農業経営に対する不安感や不透明感が増大するとともに担い手の減少や高齢化などさまざまな課題を抱えているほか、食の安全・安心に対する消費者の関心も高まりをみせています。

こうした中で、食料供給基地としての役割をこれまで以上に発揮していくことが求められており、安全で良質な食料を安定的に生産・供給する体制づくりを一層進めていくことが重要となっています。

このため、生産基盤や流通加工体制の整備を図るとともに担い手の確保・育成への取り組みや農地流動化の促進など安定的な農業生産体制を確立する必要があります。

また、地域ブランドの形成を図り、収益性の高い作物の導入による経営の安定化や、環境保全に対する意識の高まりに応えるため、「クリーン農業」、「循環型農業」を促進するとともに農業の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、活力と魅力ある農村づくりを進めていくことが必要です。

※25 (経済連携協定)協定構成国間での関税の原則撤廃に加えて、物やサービスの貿易自由化だけではなく、投資の自由化、人的交流の拡大、協力の促進等幅広い分野を含む協定

※26 二国間または地域間(多国間)において、物品の関税や数量制限など貿易障害となる壁を相互に撤廃し、自由貿易を行う協定

※27 (環太平洋経済連携協定)農作物、工業製品など、すべての関税を撤廃することを目指して協議が進められているほか、食の安全基準の緩和や医療の自由化、保険・投資への外資の参入など、米国ほか10か国で交渉が進められている自由貿易協定

基本方針

環境と調和しながら安全・安心で質の高い農畜産物を生産するとともに付加価値を高め、新たな国際的・国内的環境に対応できる競争力のある力強い農業と、活力とうるおいのある農村づくりを進めます。

また、市場の開拓と流通・販売を促進するとともに担い手の確保・育成と農地の流動化を図ります。

主要施策

- | | |
|--------------------|---------------|
| ◇ 農業基盤の整備 | ◇ 農業支援システムの充実 |
| ◇ 農地の流動化の促進 | ◇ 担い手の確保・育成 |
| ◇ 農業経営の改善 | ◇ 生産性の向上 |
| ◇ 高付加価値化の促進 | ◇ 環境との調和 |
| ◇ 都市と農村との交流 | ◇ 農業に対する理解の促進 |
| ◇ 消費者と生産者との結びつきの強化 | ◇ 新しい時代への対応 |
| ◇ 団体の育成と連携強化 | |

施策の方向

1 農業基盤の整備

- (1) 優良農地の維持や生産性、収益性の高い農業の展開を図るために、長期的な観点に立った計画的な土地基盤整備事業を推進します。
- (2) 農道整備においては、農畜産物輸送の効率化や農村生活環境の改善などにも考慮した交通ネットワークの形成を推進します。
- (3) 自然災害から農地を守るため、土地改良施設の機能維持を図るなど、施設管理体制を強化します。
- (4) 農畜産物の副産物を有効に活用した地力保全対策を進めます。

2 農業支援システムの充実

- (1) 最新の気象情報の入手や農地流動化の迅速な手続きに必要な農業情報システムの活用と整備充実を図ります。

3 農地の流動化の促進

- (1) 担い手への農地の流動化を図るとともに経営の効率化を図るため農地の集団化などを進めます。
- (2) 優良農地の確保・保全に努めるとともに遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を促進します。

4 担い手の確保・育成

- (1) 公益財団法人幕別町農業振興公社が行う担い手対策事業「まくべつ農村アカデミー ※²⁸」や「農業後継者花嫁対策事業」と連携を図り、農業後継者の育成や仲間づくり、パートナー対策を推進するとともに新規参入希望者の確保に努め、担い手の育成を図ります。
- (2) 女性農業者が経営や地域活動に参画しやすい環境づくりを進めるとともに高齢者の豊富な経験や技術を生かせる活躍の場の確保を図ります。

5 農業経営の改善

- (1) 関係機関と協力し、営農指導の充実・強化を促進するとともに農業金融制度の効果的活用のもとに足腰の強い経営への体質強化を図ります。
- (2) 地域を担う認定農業者の育成や農業経営の法人化を促進するとともに経営改善計画の指導体制を強化し、効率的かつ安定的な経営体の育成・確保を図ります。
- (3) コントラクター^{※29}や酪農ヘルパー^{※30}の利用を促進し、効率的でゆとりある農業経営を推進します。
- (4) 経営の複合化を促進するとともに農産加工やファームイン^{※31}などグリーンツーリズム^{※32}の取組による経営の多角化を進めます。

6 生産性の向上

- (1) 有機質資源を活用した土づくりや合理的な輪作体系の確立を図るとともに農業試験場での成果を活用し、農畜産物の安定的な収量確保や品質の向上を図ります。
- (2) 野菜など産地としての計画的な育成を図り、機械化体系の構築や労働力の確保に努め、安定的な生産を推進します。
- (3) 良質な自給飼料の効率的生産を促進するため、補助事業などを活用した計画的な草地整備や粗飼料収穫コントラクターの利用を促進します。
- (4) 家畜の疾病や事故などによる損失を防ぐため、家畜衛生対策の充実を図ります。
- (5) 優良系統牛の導入を推進し、乳量や産肉能力の優れた牛の増殖を図ります。
- (6) 適正な飼料給与や繁殖管理技術の改善を図り、飼養管理技術の向上を図ります。
- (7) 町営牧場の効率的な管理運営に努めるとともに預託農家における粗飼料の安定確保を図ります。

※28 幕別町農業振興公社が、新規就農者を始め、農業体験希望者や若い農業後継者などを対象に、地元農家や関係機関との連携で農業の実践研修や座学等を行っている。

※29 農業経営の規模拡大や複合化、労働負担の軽減のため、農作物の収穫や耕起などの農作業を請け負う組織

※30 休日の確保など酪農の労働環境改善のため、酪農家に代わり搾乳や飼料給与などの作業を行うヘルパー要員を、農業者などによる組織から派遣する制度

※31 農村に滞在し、自然とのふれあいを求めようとする都市住民を受け入れる農家（農場）民宿

※32 ファームイン、貸しロッジ、農村体験施設などを利用して農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動

7 高付加価値化の促進

- (1) 競争力のある地域ブランドの形成に向けた取組として、「クリーン農業」「循環型農業」を基本とした栽培技術の向上や家畜改良技術の改善に努めるとともに貯蔵・集出荷などの流通体系の整備を進めます。
- (2) 産学官^{※33}の連携を強化し、新製品やブランドの開発、販路拡大など、農畜産物の付加価値向上に向けた取組を促進します。

8 環境との調和

- (1) リサイクルを基本とした農業系廃棄物の適正な処理を推進するとともに排出量の抑制に向けた取組を推進します。
- (2) 家畜ふん尿の適正な管理と積極的な利活用を促進するため、ふん尿処理技術の紹介や、堆肥施用の有効性について啓発に努め、耕畜連携による地域循環システムの推進を図ります。
- (3) 農村の生活の場としての魅力を一層高めていくため、快適でゆとりある生活環境の整備を進めます。
- (4) 生産者および関係機関と連携し、低農薬や有機栽培などの環境保全型農業の定着を進めます。

9 都市と農村との交流

- (1) 美しい農村景観の創出を促進し、都市市民の休養、教育の場として開かれた活力ある農村づくりに努め、グリーンツーリズムを推進します。
- (2) 農業、農村に対する理解を深めるため、自然と調和した農村環境や農村の文化など情報の発信に努めます。

10 農業に対する理解の促進

- (1) 食料を生産する農業の役割や重要性を理解・体験する食農教育^{※34}を推進します。

11 消費者と生産者との結びつきの強化

- (1) 消費者との交流を図り、消費者の需要動向に対応した農畜産物を生産し、地産地消^{※35}を進めます。

※33 産は企業など関連産業、学は大学などの研究機関、官は行政機関を言う。これらが連携して一つの事業に取り組むときに使われる。

※34 健康の基本となる「食」とそれを支える「農業」について学び、体験すること。

※35 地元で取れた生産物を地元で消費すること。

12 新しい時代への対応

- (1) 農地の保全と農業生産活動を自立的かつ継続的に実施していくため、時代に即応した情報の管理、経営規模拡大に伴う近代的施設の整備を進めます。
- (2) 気象条件など地域に適した新規作物の導入を促進します。
- (3) 農業関連分野への就業機会の拡大を図るため、加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業であるアグリビジネス^{※36}の創出を推進します。

13 団体の育成と連携強化

- (1) 農業関係団体の育成とともに商工業団体をはじめ、全ての業種との連携強化、消費者との交流などを進め、住民一体となった農業振興に努めます。

※36 農業生産を基本に加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業

第2節 多機能を生かした林業の推進

■ 現状と課題

本町の森林面積は 14,977ha で、町全体の面積の約 31% を占め、その内訳は私有林が 8,782ha で最も多く、次いで道有林が 3,890ha、町有林が 2,305ha となっています。

林業を取り巻く環境は長期にわたる木材価格の低迷や担い手の高齢化の進行により、森林施策が停滞するなど、極めて厳しい環境にあります。

また、一方では、これまでの水源の涵養^{※37}や国土の保全などの機能に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全といった森林の持つ多面的機能を持続的に発揮することが求められています。

こうしたことから、森林を生産財であるとともに公共財としてとらえ、森林の持つ多様な機能を一層発揮していくため、活力ある林業・木材産業の育成を図り、森林を守り育てる適切な管理とその多面的な利用を推進していく必要があります。

【後期見直し時における現状】…幕別町森林調査簿

	平成 18 年	平成 24 年	比較
森林面積	14,977ha	14,830ha	△147ha
私有林	8,782ha (58.6%)	8,719ha (58.8%)	△63ha
道有林	3,890ha (26.0%)	3,857ha (26.0%)	△33ha
町有林	2,305ha (15.4%)	2,254ha (15.2%)	△51ha

■ 基本方針

森林が持つ多様な機能を維持するため、公益性を重視した森林づくりを推進するとともに森林資源の循環利用を促進します。

主要施策

- ◇ 多面的機能を重視した森林づくり
- ◇ 民有林の振興
- ◇ 木材の利用促進
- ◇ 森林に対する理解の促進
- ◇ 耕地防風林の保全
- ◇ 育苗事業の推進
- ◇ 団体の育成と連携強化

※37 雨水を吸収して水源の枯渇を防ぎ、また、水流が一時に河川に集中して洪水を起こすことを防ぐ森林

 施策の方向

1 多面的機能を重視した森林づくり

- (1) 森林の有する公益的機能の維持増進のために計画的な造林・育林事業を進め、水源涵養や山地災害の防止を図るとともに生活環境や生物多様性の保全、保健機能など森林の持つ多様な機能の活用を推進します。

2 民有林の振興

- (1) 地域の中核的な林業事業主体である森林組合との一層の連携を図り、森林所有者による下草刈りや除間伐などの森林施業を促進するなど、民有林の振興を進めます。

3 木材の利用促進

- (1) 健康面や情緒面など木の良さの普及啓発を図り、カラマツや間伐材などの木材利用を促進します。

4 森林に対する理解の促進

- (1) 森林体験学習など木とふれあう機会や森林・林業に関する学習機会の充実を図り、森林の持つ機能や効果についての理解を深めます。

5 耕地防風林の保全

- (1) 耕地防風林の保全・造成を促進し、農地の保護や十勝らしい魅力ある農村景観の創出を図ります。

6 育苗事業の推進

- (1) 育苗事業の充実など「育てる」林業を一層推進するとともに林業従事者の雇用の場の確保を図ります。

7 団体の育成と連携強化

- (1) 林業関係団体の育成とともに団体と連携を取りながら林業後継者の育成を促進します。

第3節 活気と特色ある商工業の振興

■ 現状と課題

車社会の進展によって消費者の購買は町外へ流出しており、さらに、通信販売やインターネットでの商品購入などが容易になることにより、地元商店街の利用者が著しく減少しています。

中心市街地の空洞化が進む中、商業団体の育成や指導者の充実をはじめ、商業者の協同意識の高揚や後継者の育成に取り組み、街の顔としての魅力ある商店街が求められています。

町内企業においては、経済環境の急激な変化に対応していくため、自らの創意工夫により、経営力の一層の強化を図るとともに新たな商品市場の開拓や新分野への事業展開に果敢に挑戦していく積極性や創造性が求められています。

本町の主な工業としては、窯業・土石製品・木製品、食料品などの製造業があげられますが、そのほとんどが経済変動の影響を受けやすい小規模な事業所であり、長引く景気低迷の中で依然として設備投資控えが続いています。

このようなことから、地域の特性を生かした産業集積に努めるとともに地域の資源や技術、人材を有機的に結びつけながら産業振興策を充実・強化する必要があります。

■ 基本方針

地域の特性を生かし、地域の資源・人材が主体となり、消費者ニーズに応えられる商店街の形成を図るとともに商工会との連携により、農業などの地域資源を活用し、新規事業の取組を促進します。

また、工業においては、地場産業の振興を主体に企業誘致を積極的に進めるとともに既存企業の育成を促進し、工業の充実・強化を図ります。

主要施策

- ◇ 既存企業の振興
- ◇ 活発な商業活動の促進
- ◇ 企業誘致の促進

 施策の方向

1 既存企業の振興

- (1) 地域資源を活用した新規事業への支援など、既存企業の活性化を図ります。
- (2) 中小企業の育成のために、北海道との連携を強化し、社会情勢にあった融資制度を提供して経営安定策を図ります。
- (3) 商工会を中心にネットワーク化を促進し、後継者の育成とともに技術力や競争力の向上を図ります。

2 活発な商業活動の促進

- (1) 中小小売店の組織化など商業機能の充実を支援します。
- (2) 商工会との連携によりイベントなどの共同事業の展開を促進します。
- (3) 地域資源の活用による新たな商品開発を推進します。

3 企業誘致の促進

- (1) 関係機関と連携し、地場産業や地域資源と関連の強い業種を中心に企業誘致の取組を進めます。
- (2) 新規企業が立地しやすい環境を整えるなど、企業立地の促進を図ります。

第4節 生き生きと働く環境づくりの推進

■ 現状と課題

全国的には景気が上昇しているものの、回復基調が遅れている道内においては、依然厳しい雇用環境にあり、特に新規卒者の就職環境が厳しくなっています。

本町においても、企業誘致の推進や既存企業の活性化などにより、魅力ある雇用の場を創出することが大きな課題となっています。

また、季節労働者の安定的雇用や、高齢者、障がい者の雇用の場の確保が求められています。

■ 基本方針

企業誘致など新規事業の創出と既存企業の活性化を図るとともに働きやすい魅力ある環境づくりを促進します。

また、季節労働者の通年雇用化や若年者の就職を支援し、安定と自立を基本とした雇用対策を促進します。

主要施策

- ◇ 雇用の拡大
- ◇ 勤労者福祉の充実

 施策の方向

1 雇用の拡大

- (1) 既存企業の育成や企業誘致に努めるとともに関係機関と連携し、事業創設および拡大による雇用創出を目指す事業者への支援を行い、雇用の場の拡大・確保を図ります。
- (2) 冬季間における就労の場の確保に努めるとともに季節労働者が通年就労できるよう事業者、季節労働者への支援を行います。
- (3) 高齢者の就業機会の拡大を図ります。
- (4) 障がい者の雇用促進のため、事業主に対して責任ある役割分担を求めています。

2 勤労者福祉の充実

- (1) 子育てしやすい職場環境づくりなど、労働条件の改善や福利厚生事業の充実に努めます。
- (2) 勤労者福祉資金貸付制度の充実と周知に努め、勤労者の生活安定を図ります。

第5節 地域性あふれる観光の振興

■ 現状と課題

近年の観光ニーズは、自然、健康、本物体験の志向が高まる中、多様化や個性化の傾向を増してきており、旅行形態も小グループや家族、個人旅行などが主流になりつつあるとともにインターネットや情報産業の普及に伴い、自分で観光スポット※38を探し、費用節約型の観光志向も増加しています。

また、全国的に自然環境に対する関心や農業・農村の価値を再認識する気運が高まる中、十勝の自然や風土・食・田園風景などを取り込んだ体験型観光※39を求める傾向も増えてきていることから、新たな取組が必要となっています。

本町では、発祥の地として全国的にも有名なパークゴルフ場をはじめ、ナウマン象記念館、キャンプ場、温泉宿泊施設、スキー場など一年を通して楽しめる観光資源があります。

このため、これらの観光資源を最大限に生かしながら、産業間・業種間の連携や十勝圏域内の広域的な連携を進め、魅力ある観光づくりに取り組む必要があります。

また、観光の魅力を高めるための、幅広くきめ細かな観光情報を的確に提供するとともに観光推進体制の整備、充実が求められています。

■ 基本方針

観光事業者、地域住民、行政が役割分担しながらパートナーシップに基づいて連携し、観光推進体制の整備を進めます。

豊かな自然に育まれた多様な地域資源を活用するとともにその観光的価値を高めながら、「食べる、見る、遊ぶ」のほかに「体験する」を加えた、地域性あふれる観光地づくりを進めます。

主要施策

- ◇ 観光振興の体制づくり
- ◇ 観光拠点などの充実
- ◇ 地域資源を生かした観光・物産振興

※38 特に注目される観光の地点

※39 地域の産業資源を学習や体験することにより、ものづくりの原点に触れること。

 施策の方向

1 観光振興の体制づくり

- (1) 観光物産協会を中心として、地域住民、行政が連携し、観光推進体制の整備充実・強化を図ります。
- (2) 観光物産パンフレットの作成・配布、ホームページの活用、町内外の観光物産イベントへの積極的な出品などによるPRの推進を図ります。
- (3) 産業間の連携を図り、魅力あるイベントづくりを進めます。

2 観光拠点などの充実

- (1) 町内の観光拠点を結ぶネットワークづくりを進めます。
- (2) 観光資源を最大限に活用した施設の充実と観光客のニーズにあった事業の展開を図ります。

3 地域資源を生かした観光・物産振興

- (1) 地域資源を活用した新しい観光資源の発掘とその活用推進を図ります。
- (2) 豊かな自然環境や田園風景が広がる農村景観を生かしながら、ファームインなどの環境整備を促進し、十勝の体験観光施設などと連携したグリーンツーリズムを推進します。
- (3) 農産物や加工品など地域の特色を生かした物産の情報や地域の情報を広くPRするなど、販路拡大を促進します。
- (4) スキー場を活用した冬のアウトドア^{※40}型観光の推進と新たな観光資源の開発に取り組みます。

※40 屋外で行うスポーツ、レジャーの総称である。海岸や山間部など、普段の生活から離れた場所で行うスポーツ、レジャーに対して用いられる

第3章

笑顔ゆきかう健康と やすらぎのあるまちづくり

第1節 子育てにやさしい環境づくりの推進

第2節 生きがいを持てる高齢者福祉の推進

第3節 心豊かに暮らせる障がい者（児）福祉の推進

第4節 心かよいあう地域福祉の推進

第5節 とともに支えあう社会保障の充実

第6節 健康を守る確かな保健医療体制の確立

第7節 迅速なる消防・救急体制の確立

第8節 安心と安全を守る防災、交通安全の推進

第9節 犯罪のないまちづくりの推進

第10節 消費者保護の推進

第11節 美しい墓地環境と火葬場の整備

第1節 子育てにやさしい環境づくりの推進

■ 現状と課題

厚生労働省の発表によると出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた晩婚化や未婚化に加えて、新たに夫婦の出生力そのものの低下という現象が明らかとなり、今後少子化が一層進行する見通しが示されています。

また、核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加などが進む中、子育てに対し不安を抱えている家庭が増えています。

このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらもゆとりを持って子育てできる環境の整備が強く求められています。

本町には、常設保育所が5か所、へき地保育所が6か所ありますが、児童数は減少傾向にあるものの、近年、女性の就業機会の増大などにより保育ニーズが多様化している状況にあるため、保育サービスの拡充が必要になっています。

【後期見直し】

厚生労働省の発表によると出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた晩婚化や未婚化に加えて、新たに夫婦の出生力そのものの低下という現象が明らかとなり、今後少子化が一層進行する見通しが示されています。

また、核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加などが進む中、子育てに対し不安を抱えている家庭が増えています。

このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらもゆとりを持って子育てできる環境の整備とともに児童の権利や最善の利益を考慮した、子育てを社会全体で支援していく社会化の推進が強く求められています。

本町には、常設保育所が5か所、へき地保育所が6か所ありますが、児童数は減少傾向にあるものの、近年、女性の就業機会の増大などにより保育ニーズが多様化している状況にあるため、保育サービスの拡充が必要になっています。

■ 基本方針

子育て支援のための総合計画である「次世代育成支援行動計画」に基づき、きめ細かな保育サービスの推進や男性も含めた子育てと仕事が両立できる環境を整備するとともに子育ての経済的負担を軽減し、少子化対策の推進に努めます。

また、育児情報の提供、育児相談体制の整備などにより、子どもの基本的な生活の場である家庭での子育てを支援し、育児における親の孤立感や不安解消に努めます。

さらに、地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりとして、異世代間のふれあいを深める心豊かな交流事業の推進や地域における保育機能の整備・拡充など、子どもたちが健やかに育つ環境を整備するとともに安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを進めます。

主要施策

- ◇ 家庭における子育てへの支援
- ◇ 保育施設・環境の整備
- ◇ 保育サービスの充実
- ◇ 児童擁護の充実
- ◇ 地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

■ 施策の方向

1 家庭における子育てへの支援

- (1) 子育て支援センターを中核施設として子どもや保護者に交流の場を提供し、子育て情報の提供に努めるとともに相談などの充実に努め、育児不安の解消を図るなど、地域ぐるみの子育てを支援します。
- (2) 家庭において男女が共同して子育てが行われるよう、意識啓発を図ります。

2 保育施設・環境の整備

- (1) 保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、保育所の超過入所の解消や適正定員の確保に努めるとともに施設の老朽化や新たな保育ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民営化を視野に入れるなど計画的な施設整備を進めます。
- (2) 学童保育の保育児童数の適正定員の確保と指導員の確保に努めるとともに学童保育のサービス維持のために施設の整備を進めます。

3 保育サービスの充実

- (1) 保育ニーズの多様化に対応し、延長保育や病後児保育^{※41}などの新たな保育の拡充に努めます。

※41 病気の回復期にあるけれども、まだ、平常どおりに保育所や幼稚園などへ行くのが不安な子どもたちを預かり保育すること

4 児童擁護の充実

- (1) 子どもたちの人権の保障とともに犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。
- (2) 保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに住民一人ひとりが児童擁護に主体的に関われるよう意識啓発に努めます。

【後期見直し】

- (1) 子どもたちが犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。
- (2) 保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに住民一人ひとりが児童擁護に主体的に関われるよう意識啓発に努めます。
- (3) 「子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、子どもの権利を普及し、子どもの権利の保障に努めるとともに、子どもの最善の利益を考慮した施策を推進し、一人ひとりの子どもを支援します。

5 地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

- (1) 休日や放課後の児童・生徒の対応として、地域の人々が子どもたちを守り、育てていく活動を支援します。
- (2) 地域住民が子育て（特に未就学児童）にかかわり、地域社会全体で子育てを応援できる環境の整備を図るため、子育てボランティアの育成とその活動を支援します。
- (3) 子どもが自然とのふれあいや交流会、遊び体験などを通して情操が深まるような子育てを地域で担っていくことを促進します。

第2節 生きがいを持てる高齢者福祉の推進

■ 現状と課題

本町の65歳以上の老年人口は、平成7年国勢調査で3,986人、平成12年が4,952人、平成17年が6,069人となっており、10年間で52.3%の高い伸びとなっています。

老年人口比率では、平成7年国勢調査時点で16.4%であったものが、平成12年には19.0%、平成17年には22.6%となり、高齢化が急速に進んでいます。

こうした急速な高齢化により、ひとり暮らしや寝たきり、認知症などの介護を必要とする高齢者が急速に増加する一方、核家族化や家族意識の変化などにより、家庭における介護力はますます低下していくものと見込まれます。

本町では、平成18年に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006」を策定し、高齢者自らの選択、決定によって地域において自立した生活を行えるよう、明るく活力ある長寿社会の実現を目指しています。

今後、高齢者が住み慣れた家庭や地域において安心して生活できるよう、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、多様・個別化する福祉需要に対応できるよう地域ケアシステムの構築が必要です。

また、元気でうるおいある生活を確保するため、介護予防事業や自立支援事業の充実が求められています。

【後期見直し】

本町の65歳以上の老年人口は、平成12年国勢調査で4,952人、平成17年が6,069人、平成22年が6,867人となっており、10年間で38.7%の高い伸びとなっています。

老年人口比率では、平成12年国勢調査時点で19.0%であったものが、平成17年には22.6%、平成22年には25.9%となり、高齢化が急速に進んでいます。

こうした急速な少子高齢化の進行により、健康な高齢者が増す一方で、ひとり暮らしや寝たきり、認知症などの介護を必要とする高齢者が増加するなど、介護に対する需要がますます高まっていくものと見込まれます。また、核家族化や家族意識の変化などにより家族をめぐる状況も変化したことに対応するため、家庭のみならず地域における高齢者の生活全般にわたる支援体制を整備する必要があります。

本町では、平成24年3月に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画～幕別町高齢者保健福祉ビジョン2012」を策定し、高齢者自らの選択、決定によって安心して住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、多様・個別化する福祉需要に対応できるよう地域包括支援センターの機能の更なる充実が必要となっています。

また、健康で生きがいのある充実した暮らしを確保するため、高齢者が社会活動に積極的に参加できる環境の整備と介護予防の推進、自立支援事業の充実が求められています。

基本方針

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、社会福祉協議会、医療・福祉法人、NPO法人、ボランティアなどとの連携により、在宅介護に対する支援や介護予防、施設利用などの必要なサービスが利用者に受けられやすい体制づくりを進めます。

【後期見直し時における現状】

平成21年3月 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」見直し

平成24年3月 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」見直し

主要施策

- ◇ 適切な介護サービスの提供
- ◇ 介護予防事業の充実
- ◇ 働く場の確保
- ◇ 人生100年の生きがいづくり

施策の方向

1 適切な介護サービスの提供

- (1) 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう在宅での介護を支援するとともに必要な介護サービス基盤の整備を促進します。
- (2) 高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制の確立を進めます。

【後期見直し】

- (1) 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう在宅での介護を支援するとともに必要な介護サービス基盤の整備を促進します。
- (2) 高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

2 介護予防事業の充実

- (1) 健康に対する自己管理意識の高揚を図り、高齢者自らが寝たきりや認知症の防止といった介護予防の取組を身近なところで利用できる体制づくりを進めます。

【後期見直し】

- (1) 健康に対する自己管理意識の高揚を図り、高齢者自らが寝たきりや認知症の防止といった介護予防の取組を身近なところで利用できる体制づくりを進めます。
- (2) 高齢者の社会参加活動を通じた介護予防の推進を図るため、介護支援ボランティア制度の取組を進めます。

3 働く場の確保

- (1) 病気の予防と地域貢献などによる充実感の醸成を促すため、高齢者就労センター※42の活用促進を図ります。
- (2) 多様な交流機会の創出や自立を促す就労機会の提供を支援します。

4 人生100年の生きがいづくり

- (1) 高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に社会参加できる「場」を提供するとともに社会の構成員としての自覚ができる機会を確保するなど、人生100年を目指した生きがいづくりを進めます。
- (2) 高齢者学級や老人クラブなどの活動を積極的に参加できるよう支援します。

※42 高齢者の生きがいを目的に、個々の労働力や技術を生かし、住民の身近な労働を請け負う登録制の組織

第3節 心豊かに暮らせる障がい者（児）福祉の推進

■ 現状と課題

本町の障がい者（児）（以下（児）の表示は省略します）の状況を見ると年々増加、重度化が進んでおり、特に先天的な知的障がい者、精神障がい者に加え、糖尿病や心臓病などに起因する内部障がいに伴う身体障がい者の増加が著しい傾向にあります。

こうした障がい者が地域の一員として安心し、自立した生活を送れるように、住民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、障がい者の生活を支援していく環境づくりが課題となります。

このため、障がい者の問題は障がいのない人々にも共通の問題であるという認識のもと、ボランティア活動などにより、障がい者を地域ぐるみで支えあうとともに関係機関との連携を深めながら、在宅サービスの充実を図り、障がい者にやさしいまちづくりを進める必要があります。

こうした中、これまで別々の法律に基づいてサービスの提供を受けていた3障がい（身体・知的・精神）者が、平成18年度からは、障害者自立支援法によって、障がいの種別が異なる場合にあって全国一律で共通のサービスが受けられる新しい制度がスタートしました。この制度の周知を図り、利用者がスムーズに新制度に移行できるように努める必要があります。

また、障がいの予防、早期発見、早期療養、療育の取組や、障がい者が社会に参加できるように障がいの程度・内容に応じたきめ細かい施策の展開が必要になっています。

■ 基本方針

「幕別町障害福祉計画」に基づき、全ての障がい者が自己選択、自己決定により、地域の中で自分が望む生活を送り続けることができるよう、地域全体で支える仕組みづくりを進めるとともに障がい者の能力や個性に応じ、主体的に社会参加できる雇用形態と就労機会の拡充を図ります。

【後期見直し時における現状】

平成19年3月 「幕別町障害福祉計画」策定

平成24年3月 「幕別町障がい者福祉計画・幕別町障がい福祉計画」見直し

主要施策

- ◇ 障がい者福祉サービスの充実
- ◇ 障がい者の自立支援
- ◇ 障がい者福祉意識の啓発
- ◇ 居住環境の整備

施策の方向

1 障がい者福祉サービスの充実

- (1) 正しい知識の普及と障がいに対する理解の促進に努めるとともに妊婦・乳幼児の健康診断や早期療育体制の充実を図り、障がいの未然防止や障がいの早期発見・早期療育に努めます。
- (2) 社会適応訓練や機能回復訓練の充実と支援を図り、障がい者の社会参加を促進します。
- (3) 障がい者のホームヘルプサービスなどにおいて、今後も新たな利用者が見込まれることから、障がいのある人に対し、情報と適切なサービスを提供し各種在宅サービスの充実を図ります。
- (4) 障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援に携わる職員の資質向上と相談窓口の充実を図ります。

2 障がい者の自立支援

- (1) 障がいのある人が孤立することのないよう家族、ボランティア団体、地域などと連携して、地域で自立して暮らしていける体制づくりを促進します。
- (2) 行政と民間が共同でトライアル雇用^{※43}の実施を促進し、障がい者が就労を経験する機会を増やすとともに雇用する側の障がい者に対する理解を深め、一般就労へつなげるための支援を図ります。

3 障がい者福祉意識の啓発

- (1) ノーマライゼーション^{※44}の理念の下に、教育と福祉の連携による幼児期からの「障がい理解教育」の促進と交流および啓発活動を推進します。

4 居住環境の整備

- (1) 障がい者が安心して生活できる公営住宅の供給やユニバーサルデザイン^{※45}の視点に立った住宅の新築・改善を促進します。
- (2) 公共施設のバリアフリー^{※46}化を促進するとともに障がい者用トイレ未整備施設の解消に努めます。

※43 障がい者を試行的に雇用し、その職業適応性を見極めること。

※44 障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他人と同等の権利を享受できるようにするという福祉理念

※45 障がい者をはじめ、子どもから高齢者までだれもが支障を感じることなく、安全で、安心して生活できる仕様、または設計思想

※46 高齢者や障がい者（児）など体が不自由な人が容易に利用できるための段差などの障がいの解消

第4節 心かよいあう地域福祉の推進

現状と課題

住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助機能が低下している中、地域で暮らす高齢者、障がい者の中には、さまざまな問題に直面しながらその対応に不安を抱えている方が少なくありません。

家庭、コミュニティ、事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、町民一人ひとりが福祉に積極的にかかわり、相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。

近年、離別や死別などによって、ひとり親家庭は増加の傾向にあります。これらの世帯では、経済的、社会的、精神的にも不安定な状況に陥りがちであり、子どもの健全育成に影響をおよぼすことも少なくありません。

また、アイヌの人たちが今後とも社会的、経済的に安定した生活が営まれるよう、相談体制の充実や生活環境の一層の改善を促進する必要があります。

基本方針

住民の福祉意識に対する関心を高めるとともに家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となり、ともに支え合い、心通い合う福祉社会の形成を図ります。

主要施策

- ◇ 住民福祉意識の高揚
- ◇ 地域福祉活動の充実
- ◇ ひとり親家庭の福祉の推進
- ◇ 低所得者福祉の推進
- ◇ アイヌの人たちへの福祉の推進

■ 施策の方向

1 住民福祉意識の高揚

- (1) 住民の福祉意識の高揚を図るため、家庭、地域、福祉団体、行政などが連携する場を設ける「地域福祉プラットフォーム型システム^{※47}」の構築を目指すとともに情報の提供など幅広い取組を展開します。
- (2) 住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成、マンパワーの確保に努めます。

2 地域福祉活動の充実

- (1) 町社会福祉協議会など各種団体の活動を支援するとともに家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となったきめ細やかな地域福祉活動を推進します。
- (2) 民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、相談機能の充実を図ります。
- (3) 質の高い福祉サービスや情報が提供できるよう、社会福祉協議会などとの連携を図りながら地域福祉のネットワークづくりを進めます。

3 ひとり親家庭の福祉の推進

- (1) ひとり親家庭が、生活の自立と安定を保ち、安心して子どもの養育が行えるよう相談や指導助言などの充実に努めます。
- (2) 国などのひとり親家庭支援制度の有効活用を図るとともに社会環境の整備を進めます。

4 低所得者福祉の推進

- (1) 自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を図ります。

5 アイヌの人たちへの福祉の推進

- (1) 住宅新築など資金制度の活用による居住環境の整備を促進します。
- (2) アイヌの人たちが今後も安定した生活が営まれるよう、相談体制の充実に努めます。
- (3) 生活館を核とした地域活動を促進します。

※47 地域福祉の担い手である住民・関係団体・事業者・行政などが幅広く参加し、情報交換や話し合いなどを行いながら、連携を図っていく場のこと。また、さまざまな団体や個人が連携して問題を解決する仕組み。

第5節 ともに支えあう社会保障の充実

■ 現状と課題

本町の国民健康保険事業は、就業構造の変化や団塊世代の国保加入により低所得者や高齢者の加入割合が増加するとともに医療費においては、生活習慣病の増加や高度医療機器の発達などにより、年々増加する傾向にあります。

このように、医療費が増大する一方で、被保険者の保険税負担能力が低くなっているため、事業運営上の大きな問題を抱えています。

このため、医療費の増加の大きな要因の一つである生活習慣病の改善を図るなど、医療費の削減に取り組んでいくとともに広域化や制度改革を関係機関に要請していく必要があります。

介護保険制度については、介護サービスを利用する高齢者が年々増加しており、高齢者の生活を支える制度として定着してきました。しかし、運動機能などの衰弱による軽度の要介護者が急増し、介護給付費用も年々増加している状況にあります。制度の持続確保を図るため、介護予防を重視したサービスの充実と質の向上を図ることが必要です。

一方、老人医療については、制度改革により、平成20年度から老人保健制度に代わり後期高齢者医療制度が創設されます。高齢社会を迎えた今、年々増加する医療費に対応するため、引き続き高齢者の健康増進や老人医療費の効率化、適正化を図ることが必要です。

また、社会保障の大きな柱の一つである年金制度については、適切な年金受給権の確保を図り、安心した老後を送れることが望まれます。

高齢化が急激に進行する一方で、少子化の影響などにより、年金受給世代を支える若者世代の減少傾向が顕著になってきていることから、給付水準と保険料負担のバランス確保が制度の長期的安定を図る上で重要な課題となっています。

【後期見直し時における現状】

平成20年4月 「後期高齢者医療制度」施行

■ 基本方針

全ての住民が安心して豊かな生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら、国民健康保険制度、介護保険制度の健全な運営に努めるとともに安心できる年金制度の維持・普及を図ります。

主要施策

- ◇ 国民健康保険事業の健全な運営
- ◇ 介護保険事業の健全な運営
- ◇ 国民年金制度の普及促進

■ 施策の方向

1 国民健康保険事業の健全な運営

- (1) 保険料収納率の向上やレセプト※48点検の適正化により、財政の健全化を進めるとともに被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 特定健診・特定保健指導など保健事業を実施し、医療費の抑制に取り組みます。
- (3) 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の一層の周知に努めます。
- (4) 健全な運営のための制度のあり方を検討するとともに広域化や制度改革を関係機関に要請します。

2 介護保険事業の健全な運営

- (1) 保険料収納率の向上や介護給付の適正化により、財政の健全化を進めるとともに被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 保健福祉などとの連携を深め、健康づくりや疾病予防などの保健事業の充実を図ります。
- (3) 介護保険制度の一層の周知に努めます。

【後期見直し】

- (1) 保険料収納率の向上や介護給付の適正化により、財政の健全化を進めるとともに被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 保健福祉などとの連携を深め、健康づくりや疾病予防などの保健事業の充実を図ります。
- (3) 介護保険制度の一層の周知に努めます。
- (4) 健全な運営のための制度の改善・財源の確保について国に要請します。

3 国民年金制度の普及促進

- (1) 住民の適切な年金受給権の確保を促進するため、年金制度の普及・啓発を図ります。
- (2) 時代の変化に適應した制度の改善・確保について、国に要請します。

※48 健康保険などに対し、医療機関が請求する診療報酬の明細書

第6節 健康を守る確かな保健医療体制の確立

■ 現状と課題

急速に進む少子・高齢化、疾病構造の変化、勤務医不足など保健・医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、食生活をはじめとする生活習慣や生活環境の変化に伴い、健康リスク※49が増大するとともに地域社会においては人間関係の希薄化などによる精神的ストレスを蓄積しやすくなっており、心の病も広がっています。

一方、高齢化の進行に伴って、寝たきり老人や初老期・老年期の精神障がい者の増加も課題となっています。

このため、検診の充実と受診率の向上による早期発見、早期治療の2次予防のみならず、健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する1次予防を重視するとともに身近に利用できる地域保健活動の拠点づくりや情報提供を進めていく必要があります。

さらには、各種教室の開催や健康に関する個別の相談、教育、指導業務を通して、住民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことの大切さを普及していくことが求められています。

こうしたことから、医療、保健および教育との連携を図り、子どもから高齢者までの総合的な保健サービスが提供できる体制を確立するとともに初期診療から高度専門医療までの広範囲なニーズに的確に対応する地域の医療体制の充実が必要となっています。

■ 基本方針

保健福祉センターやふれあいセンター福寿の機能充実を図り、各種検診の充実など、疾病の早期発見・治療に努めるとともに住民一人ひとりが自らの心と体の健康管理を適切に行うための情報提供と意識高揚を図ります。

また、母子保健対策として、母性の保護と子どもの健やかな成長が可能な育児環境づくりを推進するとともに健康診査や乳幼児相談の充実により妊婦、母親の不安の解消を図ります。

主要施策

- ◇ 保健予防活動の充実
- ◇ 地域保健医療体制の充実
- ◇ 健康づくりと疾病対策

※49 危険、損失の負担

 施策の方向

1 保健予防活動の充実

- (1) 生活習慣改善のための健診、相談など各種保健事業の充実を図ります。
- (2) 各種検診の受診率の向上を図るとともに検診体制の整備、検診後の保健指導の徹底を推進し、町民が生涯にわたり心身の健康を確保できるように、生涯各期に対応した適切な保健予防活動を推進します。
- (3) 保健福祉センターやふれあいセンター福寿の機能の充実を図ります。

2 地域保健医療体制の充実

- (1) 町民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、広域的な医療機関との連携を図りながら、地域の医療体制の確保と医療環境の整備充実を図ります。
- (2) 救急患者への迅速かつ的確な対応のため、休日、夜間における急病患者に対する救急医療体制の確保に努めます。

3 健康づくりと疾病対策

- (1) 生活習慣病^{※50}予防のため、運動習慣の普及と栄養改善指導に努めます。
- (2) 健康づくりのための地区組織育成と自主的活動を促進します。

※50 脳卒中、心臓病、がん、糖尿病、肝疾患、胃潰瘍、骨粗しょう症、歯周炎など、生活習慣に問題のある疾患はすべてこの生活習慣病に含まれる。

第7節 迅速なる消防・救急体制の確立

■ 現状と課題

近年の災害は、地球温暖化や都市化の進展などにより、複雑化する傾向を示しているとともに高齢化の進行などにより、救急業務が増加するなど、多様な対応を迫られています。

地域住民の安全確保を図るためには、迅速かつ適切な消防活動の充実とともに災害から身を守るため一人ひとりの防災意識の啓発が求められています。

本町は、4町で構成されている「東十勝消防事務組合」に加入し、広域消防体制の中で常備消防の充実を図り、訓練活動の充実に努めていますが、若年層を中心として団員不足が生じつつあることから、今後とも団員の確保に努めていくことが必要となっています。

また、防火査察や広報などの活動を通して、住民の防火意識の向上と防火知識の普及にも努めていますが、今後もさらに、火災を起こさないよう意識高揚を図っていくことが重要です。

救急業務については、交通事故や労働災害、高齢化に伴う急病などによる出動が増加傾向にあることから、応急措置の拡大や救急救命士の育成など、業務の高度化が求められています。

このため、高度な知識習得のための隊員訓練の実施とともに救急救命士の養成や計画的な救急車両の更新など、公的機関で対応する救急体制の一層の充実を図っていくことが必要です。

■ 基本方針

住民の生命や身体、財産を守るため、火災をはじめとしたさまざまな災害を未然に防止するとともに災害による被害の軽減を図ります。

また、消防技術の向上と消防施設および装備の充実を図り、迅速な消防体制の確立に努めるとともに救急体制の充実を図ります。

主要施策

- ◇ 消防の充実
- ◇ 救急体制の充実

 施策の方向

1 消防の充実

- (1) 消防の広域化の推進を図り、効率の良い消防行政を進めます。
- (2) 消防救急無線のデジタル化の整備を進め、消防力の強化と効率化を図ります。
- (3) 各種消防車両・機材・通信施設・消防水利施設などの整備・更新を進めます。
- (4) 消防職・団員の技術向上訓練などを強化するとともに消防団員確保に努め消防団組織の体制強化を図ります。
- (5) 地域ぐるみの防火・防災意識の高揚を図るとともに住宅用火災警報器の設置を推進し、住宅火災による死傷者減少に努めます。

2 救急体制の充実

- (1) 救急施設、設備の整備充実や救急隊員の育成並びに教育訓練などの充実を図ります。
- (2) AED(自動体外式除細動器)^{※51}などを取り入れた応急手当に関する講習会を通して、住民に正しい知識と技術の普及を図ります。

※51 訓練を受けた人が心室細動などで心配停止状態の人に対し電気ショックで心筋のけいれんを除去する機器

第8節 安心と安全を守る防災、交通安全の推進

■ 現状と課題

本町では、地震、火災、水害などの災害対策として、平成18年度に「幕別町地域防災計画」を策定し、広域的な防災体制の確立に努めています。

また、万一の武力攻撃や大規模テロなどの際に、住民に対し迅速に警報の伝達と避難誘導を行うことを目的に、平成16年に国民保護法が施行されたことに伴い、平成18年度に「幕別町国民保護計画」を策定しました。

大規模災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での住民の自主的な活動が重要となることから、日ごろから住民の防災意識の醸成に努め、相互の協力体制を構築しておくなどの備えが必要です。

このため、災害時に迅速に対応できる危機管理体制の強化と災害に備えた情報網の整備、防災用資機材などの確保、さらには防災訓練の実施など、常に災害に備えて万全を期す必要があります。

また、飲酒運転などによる重大事故の多発により、交通犯罪が社会問題として大きく取りあげられ、その根絶に向けた取組が強化されています。

今後も、自動車台数の増加とともに外国人観光客のドライバー、高齢ドライバーも増加していくことが予想され、交通事故の増加が懸念されます。

交通事故から住民を守るため、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を強化するとともに警察・行政・団体などが相互に連携し、安全な環境づくりに取り組む必要があります。

【後期見直し】

本町では、地震、火災、水害などの災害対策として、平成18年度に「幕別町地域防災計画」を策定し、広域的な防災体制を確立しているところではありますが、平成23年に発生した東日本大震災を教訓とし、防災体制の見直しや強化に取り組む必要があります。

また、万一の武力攻撃や大規模テロなどの際に、住民に対し迅速に警報の伝達と避難誘導を行うことを目的に、平成16年に国民保護法が施行されたことに伴い、平成18年度に「幕別町国民保護計画」を策定しました。

大規模災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での住民の自主的な活動が重要となることから、日ごろから住民の防災意識の醸成に努め、相互の協力体制を構築しておくなどの備えが必要です。

このため、災害時に迅速に対応できる危機管理体制の強化と災害に備えた情報網の整備、防災用資機材などの確保、さらには防災訓練の実施など、常に災害に備えて万全を期す必要があります。

また、飲酒運転などによる重大事故の多発により、交通犯罪が社会問題として大きく取りあげられ、その根絶に向けた取組が強化されています。

今後も、自動車台数の増加とともに外国人観光客のドライバー、高齢ドライバーも増加していくことが予想され、交通事故の増加が懸念されます。

交通事故から住民を守るため、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を強化するとともに警察・行政・団体などが相互に連携し、安全な環境づくりに取り組む必要があります。

 基本方針

地域住民や国、道、警察、企業などさまざまな関係機関との連携を図り、防災体制を整備するとともに地域における自主防災組織づくりを進めます。

また、交通事故に対する調査分析、交通安全意識の高揚、交通環境の整備をはじめ、警察、行政、団体などが相互に連携し、総合的かつ計画的な交通安全対策に取り組みます。

主要施策

- ◇ 災害に強い都市基盤整備
- ◇ 防災体制の充実
- ◇ 交通安全思想の普及
- ◇ 交通安全施設の整備
- ◇ 自主防災組織の育成

施策の方向

1 災害に強い都市基盤整備

- (1) 長期的視点に立った公共施設、都市基盤、水道などの施設の整備に取り組みます。
- (2) 災害時に対応できる避難場所の確保と整備を進めます。

2 防災体制の充実

- (1) 住民が災害から身を守り迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発を図るとともに避難場所の周知を図り、避難誘導体制の充実に努めます。また、民生委員、地域住民、福祉施設などと連携して要援護者への対応を図ります。
- (2) 非常用食糧や生活物資などの備蓄品目の充実に努めるとともに住民に迅速に提供できる体制の強化を進めます。
- (3) 関係機関や各種民間団体と連携し、災害発生時における救助および医療など、総合的な応急対策を強化するとともに不足物資の調達体制の強化を進めます。
- (4) 地域における防災訓練の実施により、住民の災害への備えを促進します。
- (5) 近隣市町村との広域連携強化を図るなど、市町村の枠を越えた災害への対応を進めます。
- (6) 万一の武力攻撃、大規模テロなどの際には、「国民保護法」および「幕別町国民保護計画」に基づき、住民に迅速に警報の伝達と避難誘導を行い、住民の安全を守ります。

【後期見直し】

- (1) 住民が災害から身を守り迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発を図るとともに避難場所の周知を図り、避難誘導体制の充実に努めます。また、民生委員、地域住民、福祉施設などと連携して要援護者への対応を図ります。
- (2) 非常用食糧や生活物資などの備蓄品目の充実に努めるとともに住民に迅速に提供できる体制の強化を進めます。
- (3) 関係機関や各種民間団体と連携し、災害発生時における救助および医療など、総合的な応急対策を強化するとともに不足物資の調達体制の強化を進めます。
- (4) 地域における防災訓練の実施により、住民の災害への備えを促進します。
- (5) 近隣市町村との広域連携強化を図るなど、市町村の枠を越えた災害への対応を進めます。
- (6) 万一の武力攻撃、大規模テロなどの際には、「国民保護法」および「幕別町国民保護計画」に基づき、住民に迅速に警報の伝達と避難誘導を行い、住民の安全を守ります。
- (7) 東日本大震災を踏まえ、地震や風水害等の災害から町民の生命と財産を守ることを基本とし、被害を最小限とする減災を視点に、「幕別町地域防災計画」の見直しに取り組みます。

3 交通安全思想の普及

- (1) 各種イベントなどの開催により、交通安全対策の推進を図るとともに子どもから高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を推進します。
- (2) 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、生活安全推進協議会をはじめ関係機関や団体などと連携し、交通安全運動を継続的に展開します。
- (3) 住民の交通安全街頭指導への積極的な参加を促進します。

4 交通安全施設の整備

- (1) 交通事故に関する調査分析を行うとともに交通事故多発地点を中心に、交差点改良、歩道の設置や信号機の増設、防護柵などの交通安全施設の充実を図ります。
- (2) 子どもたちや高齢者、あるいは車椅子利用者などが安全に通行できる交通環境の整備を重点的に進めます。

5 自主防災組織の育成

- (1) 公区単位など、地域における自主防災組織の育成と防災計画の策定を促進します。

第9節 犯罪のないまちづくりの推進

現状と課題

最近の犯罪は、巧妙かつ凶悪化しているとともに子どもや女性、高齢者などが被害者となるケースが増加しています。

防犯対策については、幕別町生活安全推進協議会が中心となって、警察などの協力を得ながら自主的な防犯活動を展開していますが、一層の連携が求められています。

また、青少年犯罪が深刻な状況にあるため、青少年が「犯罪を起こさない」、「犯罪に巻き込まれない」よう地域ぐるみの活動を強化していく必要があります。

基本方針

犯罪のない明るい地域社会を実現するため、地域住民や警察をはじめ、関係機関、団体との連携を強化し、環境浄化と防犯意識の高揚を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主要施策

- ◇ 防犯体制の充実
- ◇ 自主的防犯活動の促進
- ◇ 防犯灯の整備

施策の方向

1 防犯体制の充実

- (1) 地域や警察など関係機関、団体との連携強化を推進し、防犯体制の充実を図ります。
- (2) 暴力追放運動を展開するとともに暴力などに対する相談体制の強化を図ります。

2 自主的防犯活動の促進

- (1) 幕別町生活安全推進協議会などの防犯組織の育成強化を図り、地域の環境浄化を促進します。
- (2) 各種会議、広報紙、学校などにおいて犯罪情報の提供を随時行います。

3 防犯灯の整備

- (1) 夜間における住民生活の安全を確保するため、公区と連携して防犯灯の適正配置並びに老朽化に伴う更新を進めます。

第10節 消費者保護の推進

■ 現状と課題

近年、悪質商法や欠陥商品によるトラブル、消費期限の改ざんなど食品の安全確保が大きな社会問題となっています。また、消費者基本法が平成16年に施行されたことにより、これまでの「保護される消費者」から「自立する消費者」への転換が求められています。

契約方法や販売方法も現金取引、店舗販売に加え、割賦販売や訪問販売などが増加し、さらにはインターネットを利用した商品取引など複雑多様化しています。

このため、契約や商品をめぐる消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、情報提供を推進していくとともに消費者被害の適切な救済および被害の未然防止を図ることが必要となっています。

■ 基本方針

住民が消費にかかわるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるよう消費生活相談室の活用を促進し、消費者の知識向上と消費生活の安定を図ります。

主要施策

- ◇ 消費者の保護
- ◇ 消費情報の提供

■ 施策の方向

1 消費者の保護

- (1) 消費者が正しい知識や考え方を身に付けることができるよう、意識啓発を行うとともに消費者団体の自主的活動を支援します。
- (2) 消費者が被害に遭わないよう消費生活相談室の周知を図るとともに関係機関との連携、情報交換に取り組みます。

2 消費情報の提供

- (1) 悪質商法の新たな手口や商品の安全性、消費者被害の未然防止など消費に関する情報提供の充実を図ります。

第11節 美しい墓地環境と火葬場の整備

■ 現状と課題

本町では、11か所の墓地の貸付けを行っています。墓地に対する人々の考え方の変化も見られることから、既存施設の整備を視野に入れるとともに時代に対応した墓地の在り方を検討する必要があります。

また、火葬場は幕別町のほかに大樹町と共同で大樹町内に設置している火葬場があり、忠類地域の住民が利用している状況にあります。これら施設は、いずれも老朽化が進んでいる状況にあります。

■ 基本方針

既存墓地の整備を進めるとともに時代に対応した墓地の在り方や老朽化してきている火葬場の対応について検討を進めます。

主要施策

- ◇ 墓地の整備
- ◇ 火葬場の整備

■ 施策の方向

1 墓地の整備

- (1) 既存墓地の適切な管理を行い、利用しやすい良好な環境づくりを進めます。

2 火葬場の整備

- (1) 必要に応じ、施設の改修を図るなど、老朽化した火葬場の整備充実を進めます。

第4章

文化の香る心豊かな 学びのまちづくり

第1節 生涯にわたる学習社会の形成

第2節 健やかな子どもを育てる学校教育の推進

第3節 青少年の健全育成の推進

第4節 優れた芸術・文化活動の推進

第5節 歴史的文化の伝承

第6節 健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進

第1節 生涯にわたる学習社会の形成

■ 現状と課題

人々の価値観が多様化し、ゆとりや生きがいなどを求める傾向も強くなっています。

また、芸術、文化、スポーツなどを生涯にわたって学ぼうとする関心の高まりと、その成果を地域活動を通して、社会とかわかりたいと希望する人々が増えてきています。

このため、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築へ向けての環境づくりが求められています。

生涯学習は、住民一人ひとりが生きがいのある人生の創造と地域社会の形成を目指すもので、可能な限り自己に適した手段、方法を自ら選びながら、生涯にわたって主体的に学ぶことを基本としています。

このことから、学校教育、社会教育はもとより、福祉、保健、医療、産業などあらゆる分野の関係機関や団体が相互に連携を図り、子どもから高齢者まで全ての人々が自ら学び続けることを支援する体制の整備が必要となっています。

本町には、生涯学習の拠点施設として、百年記念ホール、町民会館、忠類コミュニティセンターが設置されているなど、施設面ではほぼ整備されていることから、今後はこれらの施設を有効に活用するためソフト面での充実が必要となっています。

このため、住民の多様なニーズに応えられる学習機会の拡充や学習情報の提供、団体やサークルの育成、指導者の養成・確保をさらに推進する必要があります。

■ 基本方針

多種多様な学習機会を自己に適した手段、方法により自ら選択し、生涯にわたって学習活動ができる総合的な環境づくりを進めます。

また、学習の成果を生かすことができる環境づくりを推進するとともに生きがいを持って豊かな生活を送れる地域社会づくりに取り組みます。

主要施策

- ◇ 学習プログラムの体系化
- ◇ 情報提供の充実
- ◇ 指導者・団体の育成
- ◇ 学習・活動機会の充実
- ◇ 施設の機能充実

 施策の方向

1 学習プログラムの体系化

- (1) 多様化、高度化する学習ニーズに応えるため、生涯学習プログラムの体系化に取り組めます。

2 情報提供の充実

- (1) 自己に適した学習を選択でき、学習機会、施設、指導者などについての学習情報を提供するとともに住民自らが学ぶシステムづくりを進めます。
- (2) 住民の多様なニーズに応えるため、相談体制の充実を図ります。

3 指導者・団体の育成

- (1) 生涯学習において知識や技能を有する人材の発掘や指導者の育成・確保を図ります。
- (2) 民間も含めたさまざまな団体や組織、地域との連携を図ります。
- (3) 自主・自立学習の推進を図るとともに生涯学習関連団体、サークルの育成を図ります。

4 学習・活動機会の充実

- (1) 地域の特性や年齢階層などを考慮した多様な講座の開設や実習、展示会の開催などさまざまな学習機会の提供を図るとともにそれらを通して人的交流の促進を図ります。

5 施設の機能充実

- (1) 百年記念ホール、町民会館、忠類コミュニティセンターなど生涯学習施設の効率的・効果的な管理運営と機能充実を図ります。
- (2) 図書館の機能強化を図るとともに魅力と特色ある蔵書の充実に努めるなど、個性ある図書館づくりを進めます。

第2節 健やかな子どもを育てる学校教育の推進

■ 現状と課題

いじめ、不登校、少年犯罪などの問題がより深刻さを増しており、社会変化に適切に対応できる児童生徒の育成と教職員の資質向上が求められています。

このため、子どもたち一人ひとりが、個性豊かで伸びやかに育ち、豊かな感性を身に付け、より快適な学校生活を過ごすためには、本町の美しい自然環境や歴史・文化などを生かした教育を推進することが求められており、家庭、学校、地域社会が連携・協力を深め、いじめ問題や児童・生徒の不登校の対策に積極的に取り組み、子どもたちの安全管理体制の整備を適切に行っていくことも必要です。

本町においては幼稚園2園、小学校10校、中学校5校、高等学校2校があります。児童・生徒数については、少子化の影響で全町的には減少傾向にあるものの、札内地区においては、児童生徒数の増加も考えられるため、各学校の状況に応じた施設整備が求められています。

【後期見直し時における現状】

平成22年3月 「駒畠小学校」 廃校

■ 基本方針

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようとも、児童生徒が、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育むために、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を自覚し、お互いの理解、協力を深めることができるよう連携を図ります。

また、教育制度の改正や弾力的な運用にも配慮しながら教育内容、教育環境の一層の充実を図るとともに本町の持っている自然、歴史、文化の特性を理解し、郷土への愛着を育みます。

主要施策

- ◇ 幼児教育の充実
- ◇ 小中学校教育の充実
- ◇ 教育施設の整備
- ◇ 高等学校教育の充実

施策の方向

1 幼児教育の充実

- (1) 異年齢保育や預かり保育、3歳児保育の充実を図り、多様化するニーズに対応した幼児教育を実践し、幼児期にふさわしい発達を促す教育を進めます。
- (2) 幼稚園、保育所、小学校との交流機会を拡充し、共通理解を進め、総合的な連携方策の推進を図ります。
- (3) 就園奨励費補助事業や私立幼稚園入園料・保育料補助事業を継続して実施し、幼稚園教育の振興や就園負担の公平化、保護者負担の軽減に努めます。
- (4) 新しい教育内容に適した教育環境を整えるとともに教職員の資質の向上に努めます。

2 小中学校教育の充実

- (1) 学習指導要領に基づく基礎学力の向上により、確かな学力の定着を図るとともにチームティーチング^{※52}など個への指導体制の充実を図り、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を支援します。
- (2) 情操教育、道徳教育、人権教育など、豊かな人間性と思いやりの心を培う教育の充実を図るとともに児童生徒の「生きる力」の育成のための体験を重視した学習の推進を図ります。
- (3) 幕別町の産業や文化などをまとめた社会科副読本の授業での活用や、地域の自然体験学習を通して、郷土に対する愛着と理解を深めます。
- (4) 学校運営協議会の活用とともに学校評価に取り組み、学校運営に地域住民や保護者が参画する開かれた学校経営を推進します。
- (5) 小中学校のコンピュータ関連機器の整備・活用を推進し、高度情報化に対応する教育の充実を図ります。
- (6) まくべつ教育の日を中心に地域に開かれた学校づくりを推進し、地域住民との連携・協力を深め、豊かな人間性を育む教育を推進します。
- (7) 支援を必要としている児童生徒が、適切な教育を受けられるよう、すべての子のすべての学びを保障する特別支援教育を推進します。
- (8) 地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進めます。
- (9) 学校施設の開放を積極的に推進するとともに地域の人材を活用し、家庭や地域の意見が反映される開かれた学校づくりを進めます。
- (10) 教職員の研修・活動を促進し、指導力の充実を図ります。
- (11) いじめ、不登校、虐待などに適切に対応するため、教育相談体制の充実を図るとともに家庭や地域社会の連携のもと児童生徒を守る仕組みづくりを進めます。
- (12) 体験学習などを通じて、「食」に関する知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう、食育を推進します。
- (13) 安全な給食の提供をするため、食器や機材などの整備を進めます。
- (14) 健やかな成長に資する給食の提供に努めるとともに地域の食材を生かしたふるさと給食の充実を図ります。

※52 一つの学習集団を指導する際に、複数の教師がそれぞれの専門性を生かして協力する授業方式のこと。

3 教育施設の整備

- (1) 児童生徒の推移など長期展望に立って、学校規模の適正化および適正配置を検討し、学校施設の計画的な整備を進めます。
- (2) 学校施設の耐震化を計画的に実施し、必要に応じた改修を進めます。
- (3) 教員住宅の整備を進めます。

4 高等学校教育の充実

- (1) 特色ある学校づくりなど、高校の維持充実に図るため関係機関に要望するとともに地域に開かれた学校づくりを推進できるよう支援します。
- (2) 経済的理由により就学が困難な生徒を支援します。
- (3) より魅力ある学校づくりを進め、将来的にも維持することができる体制づくりと支援をします。

第3節 青少年の健全育成の推進

■ 現状と課題

青少年を取り巻く環境は急速な変化を見せており、幕別町においても核家族化、少子化が進み、一部の人口増加地域においては都市化の側面が現れ、地域連帯感の希薄化を生むなどの状況にあります。

また、人間性豊かで強い意志を持った青少年を育てるために、家庭、地域、学校が互いに協力しながら見守り、励まし、かかわりを持つことが必要となります。

■ 基本方針

次代の担い手である青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

主要施策

◇ 青少年の健全育成

■ 施策の方向

1 青少年の健全育成

- (1) 家庭教育に関する学習機会を充実し、家庭内の教育力の向上を目指します。
- (2) 青少年が自然体験やボランティア活動を体験する機会の充実を図り、豊かな人間性を育てます。
- (3) 家庭、地域、学校、関係機関の連携を図ります。

第4節 優れた芸術・文化活動の推進

■ 現状と課題

優れた芸術・文化に触れ、創作や鑑賞活動を行うことは、心豊かに潤いと活力あるライフスタイルを形成していくことにつながります。

本町においては、芸術の創作や鑑賞活動、趣味やボランティア活動を通して社会参加を行うという意識を持った住民が増えてきており、住民が芸術・文化の活動拠点となる百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンターなどを活用して、住民の誰もが芸術・文化に触れることができる活気あるまちづくりが期待されています。

芸術文化活動は、まくべつ町民芸術劇場や文化協会など多くの団体が活動していますが、各組織の自立運営やリーダーの育成も必要になっています。

こうしたことから、芸術・文化活動の発表・交流の場の提供などへの支援や多様な芸術・文化の振興を図っていくことが必要となっています。

また、芸術・文化活動が、住民の創造性を育み、心豊かな地域づくりと人々のつながりを深めていくために、地域のネットワーク化の構築などが求められています。

■ 基本方針

芸術・文化活動の振興を図るため、団体や住民の自主的な活動を支援するとともに、ネットワークづくりと交流の促進を図ります。

主要施策

- ◇ 芸術・文化活動の育成と支援
- ◇ 芸術・文化事業の推進
- ◇ 芸術・文化鑑賞機会の拡充

 施策の方向

1 芸術・文化活動の育成と支援

- (1) 文化協会や町民芸術劇場など、住民が文化・芸術に関する学習の成果を発表・鑑賞する「場」「時」「機会」を提供する団体への支援を行うとともにリーダーの育成を促します。
- (2) 文化活動やサークル活動などに取り組む団体などへの支援を行うとともに自主的な活動を促進します。
- (3) 芸術・文化活動が積極的に展開されるよう、公共施設や民間施設などの活用を図ります。

2 芸術・文化事業の推進

- (1) 地元の芸術家や文化を愛する人たちなどのネットワークづくりを支援し、交流を通して、芸術・文化のさらなる振興発展を推進します。
- (2) 地元の芸術家や文化人の作品などの情報を紹介するなど、芸術・文化の推進を図ります。

3 芸術・文化鑑賞機会の拡充

- (1) 住民が生涯を心豊かに過ごし、多様性を受け入れる社会をつくるため、国内外の優れた芸術・文化に接し体感できる鑑賞機会の提供と拡充を図ります。
- (2) 初心者にも配慮しながら、内容の充実した文化講座、教室を開催するとともに子どもたちにも芸術・文化のすばらしさ、楽しさを体感できる機会を充実します。

第5節 歴史的文化の伝承

現状と課題

自然環境や歴史背景の中で培われてきた歴史資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的・民族的な価値があるだけでなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源です。

これらのふるさと資源は、郷土の歴史・文化の正しい理解のためにも重要なものであり、保存・継承されることにより、将来の文化発展の基礎となるものです。

現在、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示しているふるさと館や蝦夷文化考古館は、施設の老朽化が進んでいることから整備が必要となっています。

また、昭和44年に発見されたナウマン象化石骨は、世界的にも貴重な資料であり、その復元骨格標本や発掘資料などをナウマン象記念館に展示し、現在も多くの人に注目されています。

アイヌ文化に関しては、平成9年度に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する知識の普及および啓発に関する法律」の制定により、総合的な政策が推進されてきており、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現が望まれています。

このように、本町ではナウマン象の歴史に始まり、埋蔵文化財、アイヌ文化、開拓以来の歴史・文化など保存・伝承すべき有形、無形の貴重なふるさと資源が豊富にあり、これらを後世に伝えてゆくことが求められています。

基本方針

ナウマン象化石骨の復元骨格標本をはじめ、埋蔵文化財、アイヌ文化、開拓の歴史を伝える資料、地域の伝統文化など、有史以前から続く本町の歴史と文化の保存・継承を図ります。

主要施策

- ◇ 施設の充実
- ◇ 歴史的文化の保存・継承と活用
- ◇ アイヌ文化の保存振興と理解の促進

 施策の方向

1 施設の充実

- (1) 文化財の保存、公開施設の整備充実を図ります。

2 歴史的文化の保存・継承と活用

- (1) 地域文化の保存と伝承を担う人材の育成を支援します。
- (2) 本町の歴史を伝承する活動を充実します。
- (3) 各種の資料を学校施設などに展示・公開し、児童・生徒並びに地域住民に郷土の歴史に触れる機会を設けます。
- (4) 町内にある歴史的な物件や景観などの掘り起こしと住民がそれらを体験学習する事業を展開します。

3 アイヌ文化の保存振興と理解の促進

- (1) アイヌ民族の歴史・文化などの調査研究を進め、その保存・伝承活動を支援します。
- (2) 住民がアイヌの人々や文化について理解を深めるため、学習機会の拡充に努めます。

第6節 健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進

■ 現状と課題

多くの人が、心身ともに健康で活力ある生活を望んでおり、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっています。スポーツは、健康づくり、体力づくりに寄与するだけでなく、スポーツを通じて培われた仲間との連帯感や協調性は、より良い地域社会形成の基礎となるものです。また、スポーツは青少年が、思いやりの心やフェアプレー※53の精神を育む重要な役割も果たしています。

本町のスポーツ・レクリエーション施設は、陸上競技場をはじめ、野球場、スポーツセンターなどがあるほか、町独自に考案されたコミュニティスポーツとしてのパークゴルフ場もあり、住民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる環境づくりに努めてきました。

今後も、スポーツ・レクリエーション施設の有効利用を図るとともに年齢や体力に応じたスポーツの普及を進める必要があります。

また、パークゴルフは、コミュニティスポーツとして道内外はもとより海外まで普及しはじめており、引き続き、日本パークゴルフ協会と連携しながら振興していく必要があります。

【後期見直し時における現状】

- 昭和62年8月 国際パークゴルフ協会設立
- 平成12年6月 NPO法人国際パークゴルフ協会
- 平成22年7月 一般社団法人日本パークゴルフ協会
- 平成23年3月 公益社団法人日本パークゴルフ協会

■ 基本方針

住民がいつでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めるとともにコミュニティスポーツの振興と指導者、団体の育成を図ります。

主要施策

- ◇ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ◇ 指導者・組織の育成と支援
- ◇ 社会体育施設の整備充実と有効活用
- ◇ パークゴルフの振興

※53 正々堂々と競技をすること。

■ 施策の方向

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) 年齢層や個々の運動能力に応じた体力づくり講座、各種講習会・教室の開催など、スポーツに親しめる機会の充実を図ります。
- (2) スポーツ教室や施設、大会案内など、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実を図ります。

2 指導者・組織の育成と支援

- (1) 体育連盟やスポーツ少年団をはじめ、子どもから高齢者まで、住民の自主的な運営による「総合型地域スポーツクラブ^{※54}」の育成・支援を図ります。
- (2) スポーツ・レクリエーション指導者や団体に対して情報提供の充実を図り、指導者の養成に努めます。

3 社会体育施設の整備充実と有効活用

- (1) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備を進めます。
- (2) 学校体育施設と社会体育施設の有効利用を進めます。

4 パークゴルフの振興

- (1) パークゴルフの発祥の地として、日本パークゴルフ協会と連携しながら、一層の振興を図ります。

※54 子どもから高齢者まで、スポーツを愛好する人々が主体的に運営する総合的なスポーツクラブ

第5章

自然とともに生きる 環境にやさしいまちづくり

第1節 美しい自然環境の保全

第2節 循環型社会に対応した環境衛生の推進

第3節 安全快適な道路、交通環境の整備

第4節 さまざまなニーズにあった住環境の整備

第5節 住民憩いの公園、緑地の整備

第6節 安全安心な水道事業の運営

第7節 下水道の普及率の向上と適正な排水処理

第8節 地域の特色を生かした土地利用

第1節 美しい自然環境の保全

■ 現状と課題

本町にはホタル、ニホンザリガニ、カワセミやヤマメなどのほか、ミズバショウ、ケショウヤナギなどの動植物が生育しているほか、人の手がつけられていない美しい自然がたくさん残されています。

美しい自然環境は、ふるさとへの愛着心を増幅させ、都会の住民からは住んでみたくなる魅力あるまちとして評価されています。

しかし、近年、動植物の生きられる環境は狭められており、住民一人ひとりがこの豊かな自然や景観を守り、大切にする意識を持つことが必要です。開発を行う場合においては、自然体系に最大限配慮した事業の遂行が求められています。

■ 基本方針

貴重な動植物の保護に努めるとともに自然保護意識の啓発を図ります。

主要施策

◇ 自然保護意識の啓発



施策の方向

1 自然保護意識の啓発

- (1) 自然保護意識の啓発を行うとともに関係機関との連携強化を図ります。
- (2) 必要以上の木の伐採や水辺の埋立て、農薬の散布などを極力抑え、動植物の生息場所を保護します。

第2節 循環型社会に対応した環境衛生の推進

■ 現状と課題

地球の温暖化、オゾン層の破壊などの環境問題は、都市化の進展や生活様式の変化などを背景とした住民の日常生活や事業活動全般に起因していると言われています。

こうした問題に適切に対応し、豊かな自然を次世代へ引き継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、環境の保全のみならず、社会経済システムのあり方や個々のライフスタイルを見直し、自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。

また、大量生産・大量消費社会を背景として、ごみが大量に排出されていますが、資源の保護や地球環境の保全の観点に立ち、従来の収集、運搬、処理、処分というごみ排出後の事後的対応から、ごみの排出抑制とリサイクルを中心とした資源循環型社会への展開を図ることが求められています。

【後期見直し】

地球の温暖化、オゾン層の破壊などの環境問題は、都市化の進展や生活様式の変化などを背景とした住民の日常生活や事業活動全般に起因していると言われています。

こうした問題に適切に対応し、豊かな自然を次世代へ引き継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、環境の保全のみならず、社会経済システムのあり方や個々のライフスタイルを見直し、自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。

また、大量生産・大量消費社会を背景として、ごみが大量に排出され、不法投棄や放置など適切に処理されていない状況に対応するため、資源の保護や地球環境の保全の観点に立ち、従来の収集、運搬、処理、処分というごみ排出後の事後的対応から、ごみの排出抑制とリサイクルを中心とした資源循環型社会への展開を図ることが求められています。

■ 基本方針

地球環境を保全するために、住民、事業者、行政が連携のもと、地球的視野に立った具体的な行動に移すことができるように働きかけるとともにごみの適正な処理を進め、不法投棄のないまちづくりを進めます。

また、美しいまちづくりのための環境美化を促進するとともにリサイクルを含めた循環型社会の形成、さらには、資源の有効活用を図るため、省エネルギーの推進と新エネルギーの普及を促進します。

主要施策

- ◇ 省エネルギー・新エネルギーの推進
- ◇ ごみ処理の適正化
- ◇ 環境美化・環境衛生の推進
- ◇ 不法投棄の防止
- ◇ 循環型社会の形成
- ◇ 公害のないまちづくり

■ 施策の方向

1 省エネルギー・新エネルギーの推進

- (1) 化石燃料などの資源を有効に利用するための省エネルギー運動を一層推進します。
- (2) 太陽光発電の普及やエコカー※55などの導入を促進するとともに新たなクリーンエネルギーの普及を促進します。

2 ごみ処理の適正化

- (1) 住民、事業者、行政が一体となってごみの適正処理を進めるため、広報紙、施設見学などによるごみ減量化など意識啓発を図ります。
- (2) ごみの分別収集を徹底し、各種団体などによる資源ごみの回収、フリーマーケットや青空リサイクル市の実施など、ごみの資源化を総合的に推進します。
- (3) 電池や蛍光灯などの有害物質を含むごみの分別・収集を徹底するとともに適正な処理を図ります。
- (4) 産業廃棄物の適正処理を進めるため、排出業者・処理業者などに対し、廃棄物に関する情報を提供するとともに指導・監視体制の充実などについて国や道に要請します。

3 環境美化・環境衛生の推進

- (1) 公区などによる環境美化や花壇の設置などの支援を進め、清潔な美しいまちづくりを進めます。
- (2) 個々の住宅環境において、美しく衛生管理が行き届くよう意識の啓発を図ります。
- (3) 住民や事業所などが共同で定期的にごみ拾いを行うなど、環境美化意識の高揚を図ります。

【後期見直し】

- (1) 公区などによる環境美化や花壇の設置などの支援を進め、清潔な美しいまちづくりを進めます。
- (2) 個々の住宅環境において、美しく衛生管理が行き届くよう意識の啓発を図ります。
- (3) 住民や事業所などが共同で定期的にごみ拾いを行うなど、環境美化意識の高揚を図ります。
- (4) 幕別・札内駅前駐輪場および自転車等放置禁止区域内に放置されている自転車等への警告、撤去および保管を行い、周辺環境の適正な維持を図ります。

※55 CO₂の削減や燃費のよい環境に配慮した車。経済的効果も期待できる。

4 不法投棄の防止

- (1) 道路や河川、山林などへのごみの不法投棄を防止するため、看板の設置を行い意識啓発を図るとともに監視などに取り組みます。

5 循環型社会の形成

- (1) ごみのリサイクルや廃棄物の適正処理など、無駄をなくし自然体系にやさしい循環型社会の形成を促進します。
- (2) 生ごみ処理容器の設置促進により、住民個々においても食物残さなどを有効活用できるよう推進します。

6 公害のないまちづくり

- (1) 住民が快適な生活を送ることができるよう、企業や住民の協力を得て、公害の未然防止と発生源対策を推進するとともに関係機関と連携して監視の強化を図り、総合的な公害防止対策を進めます。
- (2) ダイオキシン類の発生要因とされている野焼きなどの指導強化を進めるとともに大規模開発などに際しては必要な指導を行い、環境の悪化防止を図ります。

第3節 安全快適な道路、交通環境の整備

■ 現状と課題

安全で信頼性の高い道路網の確保は、日常生活や産業活動および観光面において重要な役割を果たしています。

本町の道路網は平成19年4月現在、国道4路線のほか、道道12路線、町道999路線で形成されています。舗装の状況は、国道が100%、道道が97.9%の舗装率で、年々交通量は増加の傾向にあり、交通状況にあった整備が求められています。

また、町道の舗装率は57.5%と低い状況で引き続き整備が必要であり、舗装済みの路線においても老朽化や改良厚不足の道路では今後も適時の維持補修と2次改築が必要です。

橋梁については、長寿命化を図るための点検を行い、健全度の把握を行うとともに最も効率的な修繕を計画的に実施することが求められています。

また、道路は、歩行者にとっても安全で快適な空間であることが大切であり、文化性に富み、だれにでもやさしく親しみが持て、美しい都市景観をもたらす快適な道づくりが求められています。

一方、冬期間の積雪時における道路交通として、児童生徒の通学や高齢者や障がい者などが安全で安心して通行ができるよう迅速できめ細かな除排雪が求められています。

さらに、鉄道をはじめ、生活バス路線など利便性の高い公共交通機関は、通勤や通学など日常生活において大きな役割を担っており、今後も引き続き利便性の維持・向上が求められています。

【後期見直し時における現状】…路線数および舗装率

	平成 19 年 4 月	平成 24 年 4 月	比較
国道	4 路線 (100.0%)	4 路線 (100.0%)	増減なし
道道	12 路線 (97.9%)	12 路線 (97.9%)	増減なし
町道	999 路線 (57.5%)	996 路線 (60.1%)	△3 路線
合計	1,015 路線	1,012 路線	△3 路線

基本方針

国道や道道の整備を引き続き関係機関に要請するとともに町道の整備を進め、歩行者や交通量に配慮した安全で機能的な交通体系の確立を図り、あわせて景観やユニバーサルデザインに配慮した良好な道路環境の整備を進めます。

また、住民生活の重要な足として、鉄道や生活バス路線の維持と運行の改善を図るなど、利便性の高い公共交通機関の確保を図ります。

一方、冬期間の積雪時の道路交通においては、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確立を図ります。

主要施策

- ◇ 主要幹線道路の整備促進
- ◇ 町道の整備促進
- ◇ 道路環境の向上
- ◇ 公共交通機関の確保
- ◇ 除排雪体制の確立

施策の方向

1 主要幹線道路の整備促進

- (1) 北海道横断自動車道および高規格幹線道路※56「帯広・広尾自動車道」の早期完成について、国などの関係機関に要望します。
- (2) 国道38号の拡幅、交差点改良、橋梁架換や国道236号の歩道設置および国道336号の整備促進などについて、国などの関係機関に要望します。
- (3) 帯広圏域環状線の早期建設、道道の拡幅事業、立体交差事業などについて、北海道の関係機関へ要望します。

【後期見直し時における現状】

平成20年12月「道道幕別大樹線（幕別跨線橋）」および「札内南大通（道道幕別帯広芽室線、札内アンダーパス）」供用開始

※56 地域相互の交流促進等の役割を担う高速サービスを提供できる規格の高い道路

2 町道の整備促進

- (1) 国道・道道など、広域的な道路へのアクセスを考慮するとともに地域間の交流や生活の利便性を重視した町道の整備を進めます。
- (2) 町道の改良・舗装率を高めるとともに緊急性、必要性、公益性を考慮した路線の整備と緊急輸送道路の整備強化を行い、交通ネットワークの形成を図ります。
- (3) 橋梁長寿命化修繕計画を策定し、道路橋の予防的な修繕および計画的な架替を行い道路網の安全性・信頼性を確保します。

3 道路環境の向上

- (1) 歩道の整備や段差の解消、交通安全施設や案内標識の充実など、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進するとともに人にやさしい道づくりを進めます。
- (2) 道路緑化、花いっぱい運動など、住民参加による道路の環境美化を推進します。

4 公共交通機関の確保

- (1) 近距離列車の運行回数の維持や利用しやすいダイヤの改正などを関係機関に要望します。
- (2) 地方バス路線の維持・強化に努めるとともに町民バスや福祉バスの効率的な利活用を促進します。

5 除排雪体制の確立

- (1) 除排雪体制の確立を民間との連携のもとに図り、除排雪機械の計画的な整備充実を図ります。
- (2) 児童生徒の通学および住民の通勤に支障のないよう、迅速かつきめ細かな除排雪を進め、住民が安全で安心して利用できる道路交通の確保を図ります。
- (3) 地吹雪や圧雪アイスバーン、ブラックアイスバーンなど十勝特有の道路状況に対し、安全で迅速な対応に努めます。
- (4) ボランティアを含め、地域において自発的な相互扶助の精神に立った除排雪活動の意識高揚を図ります。

第4節 さまざまなニーズにあった住環境の整備

■ 現状と課題

生活水準の向上や生活意識の変化に伴って、人々の生活様式も多様化・高度化してきており、住宅の質や機能、周辺環境に配慮したゆとりある快適な住環境へのニーズが高まっています。

本町の持ち家率は、平成17年国勢調査で 69.9%となっており、北海道平均の 54.9%を大きく上回り、1世帯当たりの延べ面積も 119.2㎡と全道平均の 114.6㎡に対し広くなっています。

一方、民間賃貸住宅については、札内地区での供給は多いものの、幕別地区、忠類地区では少ない状況にあります。

また、町内の総世帯数の約 11.0%を占める公営住宅は、老朽化の進んだ住宅が増加しているため、地域の特性を考慮しながら建て替えや改善を進める必要があります。

住宅環境の整備においては、子育て世代にも配慮し、若者の定住や団塊世代、U・J・Iターン※57を対象とした移住促進、工業団地の開発に対応した就業者向けの住宅や住宅地の供給、既存市街地における未利用地の活用など、地域の課題に対応した多様な住宅施策が必要となっています。

さらに、地震などの災害に強い住宅の整備を促進するとともに街並み景観の向上や高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化など、快適に暮らすことのできる住宅環境の質の向上が求められています。

【後期見直し時における現状】…国勢調査

	平成 17 年	平成 22 年	比較
持ち家率	69.9%	71.3%	1.4%
世帯数	10,126世帯	10,359世帯	233世帯
持ち家世帯	7,081世帯	7,391世帯	310世帯
北海道道平均	54.9%	55.3%	0.4%
世帯数	2,380,251世帯	2,424,317世帯	44,066世帯
持ち家世帯	1,307,125世帯	1,341,788世帯	34,663世帯
公営住宅割合	11.0%	10.0%	△1.0%
世帯数	10,126世帯	10,359世帯	233世帯
公営住宅世帯	1,118世帯	1,039世帯	△79世帯

※57 Uターン：出身地→大都市圏→出身地 Jターン：出身地→大都市圏→出身地以外の地域 Iターン：大都市圏など他地域出身→大都市圏以外の他地域

基本方針

民間賃貸住宅の建設促進や宅地分譲などによる安定的な住宅環境の整備を誘導するとともに少子・高齢化、地震災害などに対応した住宅の建設促進や良質な居住環境の形成を図ります。

また、公営住宅においては、住宅マスタープランや公営住宅ストック総合活用計画に基づき、建て替えや改善を行い、地区の特性を踏まえた団地の再生を図ります。

【後期見直し時における現状】

平成20年3月 「住宅マスタープラン」 および「公営住宅ストック総合活用計画」 見直し

平成25年3月 「住生活基本計画」 および「公営住宅等長寿命化計画」 策定

主要施策

- ◇ 良好な居住環境の確保
- ◇ 土地開発指導の適正な運用
- ◇ 計画的な公営住宅の再生

施策の方向

1 良好な居住環境の確保

- (1) 土地利用計画に基づき、道路、公園・緑地、下水道など都市基盤の整備を計画的に進めます。
- (2) 緑豊かな住宅地の形成を図るため、地区計画などにより良好な住環境の創出に努めます。
- (3) 高齢者や障がい者に配慮し、地震災害などに強い住宅の建設や改修、北国にふさわしい住宅建設の情報提供や指導を通じた良好な住まいづくりを推進します。
- (4) 多様な住民ニーズに対応した住宅の確保を官民連携のもと行います。

2 土地開発指導の適正な運用

- (1) 社会情勢の変化に対応した土地開発指導により、住宅地の適正な配置と安定的な供給の誘導を図ります。

3 計画的な公営住宅の再生

- (1) 高齢社会に配慮しつつ、住宅マスタープランや公営住宅ストック総合活用計画による計画的な建て替えや、住宅の改善などを進めます。
- (2) 良好な自然環境を保全し、人と環境にやさしい質の高い住環境づくりを推進します。

第5節 住民憩いの公園、緑地の整備

現状と課題

公園や緑地は、住民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、二酸化炭素の削減による温暖化防止、さらには、コミュニティや防災対策上の機能としても重要な役割を果たしています。

本町には平成19年4月現在、91か所、総面積222.9haの公園・緑地があり、住民1人当たりの公園面積は81.22㎡（全国平均9.1㎡、北海道平均32.1㎡）を有しており、町が推進している協働のまちづくり事業や公園里親制度（アダプトプログラム^{※58}）により、住民が自主的に公園を管理する活動が活発になってきています。

今後においても、一年を通してだれでもが利用しやすく親しみが持てる公園とするため、計画的な配置と住民との協働による適切な維持管理が大切です。

あわせて、公園のプランづくりや整備などには、利用者としての住民が参画する仕組みづくりが必要です。

また、市街地における公園や広場の整備のほか、大気の浄化機能や美しい町の景観づくりのためにも、街路樹や防風林・自然緑地などの保全を図り、緑を活用した景観形成や街並みづくりに努める必要があります。

【後期見直し時における現状】

	平成 19 年 4 月	平成 24 年 4 月	比較
公園数	91か所	95か所	4か所
総面積	222.9ha	235.4ha	12.5ha
一人当たりの公園面積	81.22㎡	85.42㎡	4.20㎡

基本方針

住民参加を基本とし、地域の特色を生かした公園の整備充実を図ります。

主要施策

- ◇ うるおいのある公園の整備
- ◇ 緑地の保全と整備

※58 アダプトとは、養子にすること、または里親となること。本来市町村が管理する道路や公園などの公共スペースを住民が「アダプト」し、これを里親のように愛情をもって面倒を見る＝清掃・美化すること。

 施策の方向

1 うるおいのある公園の整備

- (1) 子どもから高齢者まで利用できる住民の身近な広場として、また、災害時の緊急避難場所として多機能な役割を果たす各種公園の整備を住民参加を基本として計画的に進めます。
- (2) 地域住民の主体的な花と緑の環境づくり活動を推進します。
- (3) 自然や緑を充分に取り込み、豊かでうるおいのある公園づくりを進めます。

2 緑地の保全と整備

- (1) 緑地の適正な保全を図るため、「緑の基本計画」に基づき長期的な緑地の保全・整備を進めます。
- (2) 住民の緑化意識の高揚や緑化活動の支援を進めるため、協働のまちづくり事業および公園里親制度の推進を図ります。
- (3) 道路・河川・学校など公共公益施設の計画的な緑化を推進するとともに民間宅地開発事業などによる公園緑地の適正配置の促進を図ります。

第6節 安全安心な水道事業の運営

■ 現状と課題

本町の平成18年度の上水道事業は、給水世帯数8,178世帯、年間給水量は約242万t、一日平均給水量は6,625tとなっており、平成13年度に比べると、約3.8%増加しています。

一方、簡易水道は一日当たり1,966tと平成13年度に比べると、忠類との合併もあり約2.6倍近い使用水量となっており、生活や経済活動を支えるだけでなく、本町の基幹産業である農業にとっても必要不可欠なライフライン^{※59}となっています。

水道にとって最も重要な水源対策は、安全で安心できる水を安定的に供給することであり、このため、上水道では平成20年度から全て札内川ダムを水源とする十勝中部広域水道企業団からの受水とするなどの対応をしています。

また、水道事業は、「水源・水質・水量」が適正な管理により維持されることが重要であり、そのためには、施設の維持修繕や設備の更新、漏水対策など、水道施設全体の管理が適切に行われる必要があるほか、地震や水害などの各種災害や事故などを想定した、危機管理体制を構築することが必要です。

【後期見直し時における現状】

上水道事業

	平成 18 年度末	平成 23 年度末	比較
給水世帯	8,178世帯	9,011世帯	833世帯 (+10.2%)
年間給水量	241.8万t	231.0万t	△10.8万t (△4.5%)
一日平均給水量	6,625t	6,313t	△312t (△4.7%)

簡易水道事業

	平成 18 年度末	平成 23 年度末	比較
一日平均給水量	1,966t	2,010t	44t (+2.2%)

※59 広義には、供給処理施設、電気通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的な生活の維持に直結した線上の構造物を言う。狭義には、上下水道、電力、ガス供給施設といった供給処理施設と電気通信を言う。一般的には、後者の意味で使われる。

基本方針

水道施設の適切な維持管理や災害に強い施設整備を推進するとともに災害時に的確な対応ができるような体制づくりに努めます。

また、河川流域の環境保全や水源涵養林の育成を図り、良質な水資源を確保し、健全で効率的な水道事業の運営に努めます。

主要施策

- ◇ 安定した水資源の確保
- ◇ 水道事業の健全な運営
- ◇ 節水対策の推進

施策の方向

1 安定した水資源の確保

- (1) 水源地域の水質保全を図るとともに水道施設の整備を計画的に進め、安全で良質な水道水の安定供給を図ります。
- (2) 未普及地区の解消に努め、水道普及率向上を図ります。
- (3) 小口径の配水管を増径するとともに管路情報のデータ化などを進め、老朽化した配水管の敷設替えや計画的な仕切弁の設置などにより、災害にも強い万全な漏水対策を図ります。

2 水道事業の健全な運営

- (1) 住民生活の基幹的施設としての水道事業を長期的な視野に立って見通し、効率的な施設整備と適正管理、水道料金の適正化に努め、経常収支の均衡をはかりながら健全な事業経営を維持します。
- (2) 水道事業に関するより広範な情報の発信と、水道事業のPRを充実するとともに住民の理解と協力が得られる水道経営に努めます。

3 節水対策の推進

- (1) 水源の保護と水資源の効率的利用を進めるため、広報活動などにより住民の節水意識の高揚を図ります。

第7節 下水道の普及率の向上と適正な排水処理

■ 現状と課題

本町の下水道は、市街地内の汚水処理、公共用水域の水質保全、雨水排除などを目的として、幕別市街および札幌市街においては公共下水道、忠類市街においては農業集落排水により実施されています。

平成18年度末の水洗化普及率は、幕別地域が95.5%、忠類地域が91.3%となっており、市街地における下水道はほぼ普及している状況にあります。

市街地拡大に伴う雨水排水対策については、緊急性の高い地域を中心に整備を進めてきており、今後においても市街地拡大に合わせて計画的な整備を図る必要があります。

また、農村地帯においては、生活環境の改善と水質保全を目的として、し尿および生活雑排水の処理を個別排水処理施設整備事業により平成18年度末で520戸の合併浄化槽^{※60}が整備されています。

今後は、住民のニーズに合わせながら計画的な整備を進め、適正な維持管理について、きめ細かな啓発・指導に努めていく必要があります。

【後期見直し時における現状】

水洗化普及率

	平成 18 年度末	平成 23 年度末	比較
幕別地域 (下水道普及率)	95.5%	98.1%	2.6%
忠類地域 (農業集落排水普及率)	91.3%	91.8%	0.5%

個別排水処理施設整備事業

	平成 18 年度末	平成 23 年度末	比較
合併浄化槽整備戸数	520戸	652戸	132戸

※60 し尿だけでなく台所や風呂などの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。下水道のない山間部などでは極めて有効とされる。

基本方針

市街地拡大に合わせた公共下水道の整備と計画的な雨水排水対策を進め、各種施設の適切な維持管理を図ります。

また、公共下水道事業の適正な維持管理と下水道料金の適正化に努め、経常収支の均衡を図りながら健全な事業経営に努めます。

主要施策

- ◇ 水洗化事業の推進
- ◇ 雨水排水対策事業の推進
- ◇ 財源・収入の適正化

施策の方向

1 水洗化事業の推進

- (1) 公共下水道および農業集落排水の処理区域の拡大と普及を推進するとともに事業区域外においては、合併浄化槽の整備と普及を促進します。
- (2) 水洗化の普及を促進するため、広報活動を充実し、意識高揚のための啓発を図ります。

2 雨水排水対策事業の推進

- (1) 公共下水道事業の計画的な整備を進め、市街地内の雨水対策を図ります。

3 財源・収入の適正化

- (1) 下水道使用料金の適正化を図り、下水道事業の健全化に努めます。
- (2) 住民の理解と協力が得られるよう、公営企業としての経営状況に関する幅広い情報の提供を進めます。

第8節 地域の特色を生かした土地利用

■ 現状と課題

本町は、十勝圏域の中核都市である帯広市に隣接し、ベッドタウンとしてこれまで市街地が拡大してきた札内地区と、古くから行政の中心として機能してきた本町地区、さらには、酪農や観光が盛んな忠類地区など多面的な特色を持っています。

こうした特色を踏まえつつ、土地の需要に対し市街地の外延的開発や人口減少地区における空閑地の積極的な土地利用を図るなど、地区の特性に応じた計画的で均衡の取れた適切な土地利用が必要となります。

また、札内新道や国道38号の幹線道路沿線地区は、雇用の拡大や町の活性化を視点とした計画的・合理的土地利用を進め、かつ誘導する必要があります。

今後の土地利用においては、豊かな自然環境に配慮しながら、農林業をはじめとする各種産業との調和と快適な住環境づくりを基本として、産業系用地については、企業ニーズや立地動向などを考慮するとともに交通アクセス^{※61}環境などに配慮した新たな都市基盤づくりが必要です。

さらに、住居・商業系などの用地については、車社会の進展や道路網の整備に伴い、住民の生活圏が拡大していることから、広域的な役割を見据えた土地の利用が今後重要と考えられます。

【後期見直し】

本町は、十勝圏域の中核都市である帯広市に隣接し、ベッドタウンとしてこれまで市街地を形成してきた札内地区と、古くから行政の中心として機能してきた本町地区、さらには、酪農や観光が盛んな忠類地区など多面的な特色を持っています。

こうした特色を踏まえつつ、今後の土地需要に対し低・未利用地の利活用や人口減少地区における空閑地の利活用を図るなど、地区の特性に応じた均衡の取れた適切な土地利用が必要となります。

また、土地利用の状況を的確に把握しつつ、周辺の市街地環境に配慮しながら効率的な市街地の形成に努め、土地利用計画と整合性のある開発計画の誘導など、秩序ある土地利用を図る必要があります。

今後の土地利用においては、豊かな自然環境に配慮しながら、農林業をはじめとする各種産業との調和と快適な住環境づくりを基本として、産業系用地については、企業ニーズや立地動向などを考慮するとともに交通アクセス^{※61}環境などに配慮した新たな都市基盤づくりが必要です。

さらに、住居・商業系などの用地については、車社会の進展や道路網の整備に伴い、住民の生活圏が拡大していることから、広域的な役割を見据えた土地の利用が今後重要と考えられます。

※61 地域から施設、または地域から都市を結ぶ交通手段および道路

基本方針

各種計画に基づき、計画的で個性を生かした土地利用を進めるとともに産業の立地動向と交通アクセス環境を考慮した利便性ある土地利用を進めます。

また、安全でゆとりある生活環境や良好な生産環境を創出し、豊かな自然環境の保全に配慮した土地利用を進めます。

主要施策

- ◇ 計画に沿った土地利用
- ◇ 活気ある市街地づくり
- ◇ 農用地の高度利用と保全
- ◇ 森林機能の適切な保全

施策の方向

1 計画に沿った土地利用

- (1) 各地区の特性や実態を踏まえ、秩序ある市街地の形成を図り、合理的な土地利用を進めるとともに基本的な整備計画となる「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」に基づき、計画的な土地利用を進めます。
- (2) 個性ある市街地の形成や計画的な土地利用を長期的な視点に立って進めます。
- (3) 地籍調査^{※62}に取り組み、土地情報の管理と提供を図ります。

【後期見直し】

- (1) 各地区の特性や実態を踏まえ、秩序ある土地利用を図るとともに基本的な整備計画となる「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」に基づき、新たな時代環境に対応した土地利用を進めます。
- (2) 個性ある市街地の形成や長期的な視点に立った適正な土地利用を進めます。
- (3) 地籍調査^{※62}に取り組み、土地情報の管理と提供を図ります。
- (4) 主要幹線道路沿線については、地域資源を活用した工業系業務施設の立地動向や必要性を見極めながら、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図ります。

※62 国土調査法および国土調査促進特別措置法に基づき行われる国土調査の一つで、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目、境界、地積に関して行う調査

2 活気ある市街地づくり

- (1) 土地区画整理事業などにより、新たな宅地造成を図るとともに市街化区域内の未利用地の利用を促進します。
- (2) 企業ニーズ、立地動向などを考慮しながら、広域交通網の整備状況や交通アクセス環境などを踏まえた市街地づくりを進めます。

【後期見直し】

- (1) 今後も想定される新たな土地需要に対しては、効率的な市街地の形成に努めるとともに既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図ります。
- (2) 削除

3 農用地の高度利用と保全

- (1) 優良な農用地の集積化と基盤整備を進め、高度利用と保全を図ります。
- (2) 無秩序な非農業的土地利用を抑制し、農地の流動化を効率的かつ計画的に進めます。
- (3) 快適な農村空間を創出するため、景観や自然環境と調和のとれた土地利用を進めます。

4 森林機能の適切な保全

- (1) 森林の持つ公益的・多面的機能を重視し、森林の適切な保全を図るとともに自然とのふれあいの場としての利活用を進めます。

資料編

第5期幕別町総合計画後期見直しの経過

幕別町議会議員全員協議会の審議経過

年 月 日	会 議	内 容
平成24年6月14日	幕別町議会議員全員協議会	第5期幕別町総合計画後期見直しについて
平成24年12月13日	幕別町議会議員全員協議会	見直しに係る検討事項 第5期幕別町総合計画の進捗状況 パブリックコメントの実施状況 第5期幕別町総合計画後期見直し案について

パブリックコメントの実施経過

年 月 日	会 議	内 容
平成24年11月1日 ～11月16日	パブリックコメントの実施	第5期幕別町総合計画後期見直しの素案をホームページに掲載、公共施設7か所に素案を配置

庁内会議の開催経過

年 月 日	会 議	内 容
平成24年10月22日	第1回見直し作業部会	第5期幕別町総合計画進捗状況について 第5期幕別町総合計画後期見直し素案について パブリックコメントの実施について
平成24年10月30日	第1回見直し委員会	第5期幕別町総合計画進捗状況について 第5期幕別町総合計画後期見直し素案について パブリックコメントの実施について
平成24年11月20日	第2回見直し作業部会	パブリックコメントの実施結果について 第5期幕別町総合計画進捗状況について 第5期幕別町総合計画後期見直し案について
平成24年11月26日	第2回見直し委員会	パブリックコメントの実施結果について 第5期幕別町総合計画進捗状況について 第5期幕別町総合計画後期見直し案について

第5期幕別町総合計画後期見直し

平成25年3月

■発行

幕別町

■編集（問い合わせ）

幕別町企画室

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地

TEL 0155-54-6610

FAX 0155-54-3727

E-mail kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp

URL <http://www.town.makubetsu.lg.jp>